

昭和八年八月

特殊會社
銀行
定款
形式調

鑛山局

原本不良

(一)

註

参考各會社、銀行ノ略語解

社名	設立年月日
滿洲電信電話株式會社	昭和八年八月日
日本無線株式會社	大正十四年十月十日
南滿洲鐵道株式會社	明治三十九年七月七日
北輝太石油株式會社	大正十五年六月七日
北輝太礦業株式會社	大正十五年八月十日
宋洋拓殖株式會社	明治四十二年七月十日
台灣電力株式會社	大正八年八月一日
興業銀行	明治三十五年正月十日
勸業銀行	明治三十年七月十日
朝鮮銀行	明治四十二年正月十日
林式會社北海道拓殖銀行	明治三十二年正月十日

(二)

日 銀 日 本 銀 行
 橫濱正金 橫濱正金銀行

明治十五年正月十日
 明治十五年正月十日

拓殖内ハ上ニ揚ゲタル會社又ハ銀行ノ定款ト同形式
 ノモノヲ收ム

目次

(記載事項)

- 一、名稱
- 二、目的
- 三、本店
- 四、資本金
- 五、公告、方法
- 六、株式種類、株主、資格及之に伴フ失權ノ手續
- 七、政府及民間ノ現物出資
- 八、株式總數及一株式額
- 九、株券ノ種類
- 一〇、株主ノ補込義務ノ違約金
- 二、株主ノ届出事項

27, 24, 22, 20, 17, 14, 11, 9, 6, 3, 1, 頁

- 一、株主ノ名義書換
- 二、株券ノ種類ノ變更及毀損亡失シタル株券ノ引換
- 三、株式名義書換手續料
- 四、株券ノ名義書換停止期間
- 五、定時株主總會開會日
- 六、總會ノ議長ノ職務
- 七、議長ノ株主權
- 八、議決權ノ委任
- 九、決議録ノ作成
- 一〇、役員ノ負數
- 一一、役員ノ資格
- 一二、取締役ノ供託義務
- 一三、役員ノ任期

74, 71, 67, 64, 61, 58, 57, 54, 49, 46, 43, 35, 30.

- 二五、補缺選舉ニ關スル特例
- 二六、社長、副社長、其他ノ役員及重役會
- 二七、役員ノ報酬
- 二八、事業年度
- 二九、利益金ノ定義及處分
- 三〇、配當ヲ受クベキ株主
- 三一、設立ノ費用
- 三二、第一回役員ノ受クヘキ報酬

114, 112, 109, 101, 98, 94, 82, 79.

名稱

滿 洲 電 信

第一條 本公司ハ昭和八年三月二十六日即ケ大同二年三月二十六日日本内閣府及滿洲内閣府間ニ於テ締結シタル滿洲ニ於ケル日滿合併通信合社ノ設立ニ関スル規定ニ依リ設立シ滿洲電信電話株式會社ト稱ス

日本無線

第一條 本公司ハ大正十四年法律第三十號日本無線電信株式會社法ニ依リ設立シ日本無線電信株式會社ト稱ス

(興銀第一條 拓銀第一條)

滿鐵

第一條 本公司ハ南滿洲鐵道株式会社ト称シ明治三十一年勅令第百四十二號ニ依リ日本帝國政府ノ命令ヲ遵奉シテ設立スルモノトス

北樺太石油

第一條 本公司ハ大正十五年勅令第九號ニ依リ設立シ北樺太石油株式会社ト称ス

北樺太鋳業

第一條 本公司ハ大正十五年勅令第大號ニ依リ設立

シ北樺太鋳業株式会社ト称ス

東拓

第一條 本公司ハ明治四十一年法律第六十三號東拓殖株式会社ト称ス但シ英語ヲ用ルトキハ *Development Company, Limited* ト称ス

台湾

第一條 本公司ハ台湾電力株式会社令ニ依リ設立シ台湾電力株式会社ト称ス

勸銀

第一條 当銀行ハ株式会社日本勸業銀行ト称ス

朝鮮銀

第一條 本銀行ハ明治四十四年法律第四十八號朝鮮銀行法ニ依リ設立シ朝鮮銀行ト称ス但シ英語ヲ用
キルトキハ The Bank of Chosen ト称ス

日銀 前文

明治十五年第三十二號布告日本銀行條例ヲ遵奉シ定
款ヲ設クルコト左ノ如シ

横濱正金

第一條 本銀行ハ横濱正金銀行ト称ス但シ英語ヲ用
キルトキハ (The Yokohama Specie Bank,
Limited) ト称ス

目的

滿電

第一條 本会社ハ関東洲、南滿洲鐵道附屬地及滿洲
国ノ行政權ノ下ニ在ル地域ニ於テ電信、電報、無
線電信、無線電報、放送無線電報其ノ他ノ電氣通
信事業ヲ經營スルヲ以テ目的トス但シ鐵道及航空
事業ニ附帯スルモノ竝ニ官署及警備専用ノモノヲ
含マザルモノトス
本会社ハ日滿兩國政府ノ認可ヲ受ケ前項ノ事業ノ
外之ニ附帯スル事業ヲ管ムコトヲ得

日本無電

第三條 本会社ハ日本無線電信株式会社法ニ依リ外
 國無線電報ノ取扱ノ爲ニスル無線電信ノ設備及其
 ノ附屬設備ヲ爲シ之ヲ政府ノ用ニ供スルヲ以テ目
 的トス
 本会社ハ逡信大臣ノ命令ニ依リ又ハ其ノ認可ヲ受
 ケ前項ノ事業ノ外左ノ事業ヲ営ムコトアルヘシ
 一 外國ニ於ケル無線電信事業及……………以下略

滿鐵

第四條 本会社ノ目的ハ左ノ如シ

一 滿洲ニ於テ左ニ掲グル鐵道ノ運輸業ヲ営ムコト

……………

……………
 以下略
 ……………
 以下略
 ……………

北樺太石油

第三條 本会社ハ左ノ事業ヲ営ムヲ以テ目的トス

……………

以下略

北樺太鋳業

カ

原本不良

第ニ條 本會社ハ石ノ事業ヲ管ムヲ以テ目的トス
産、石炭ノ採掘、賣買
貳、前號ノ業務ニ關係アル農林業、其ノ他ノ附帶事
業

東拓

第ニ條 本會社ハ朝鮮及外國ニ於ケル拓殖資金ノ供給
給具ノ他拓殖事業ヲ管ムコトヲ目的トス

台廈

第ニ條 本會社ハ台灣南投廳日月潭具ノ他所要ノ地
ニ於テ電氣ヲ發生セシメ之ヲ供給販賣スル事業ヲ
管ムヲ以テ目的トス

本會社ハ台灣總督ノ認可ヲ受ケ前項ノ事業ニ附帶
スル業務ヲ管ムコトヲ得
本會社ハ當分ノ内前ニ項ノ事業ノ外瓦斯ノ供給及
之ニ附帶スル業務ヲ管ムコトヲ得

興銀

第ニ條 本銀行ハ日本興業銀行法其ノ他ノ法律命令
ニ依リ營業ヲ為スヲ以テ目的トス

勸銀

第ニ條 本銀行ハ日本勸業銀行法ニ定ムル業務ヲ管
ムヲ以テ目的トス

鮮銀

第ニ條 本銀行ハ朝鮮銀行法ニ依リ銀行業ヲ管ムヲ以テ目的トス

拓 銀

第ニ條 当銀行ハ北海道及樺太ノ拓殖事業ニ資本ヲ供給スルヲ以テ目的トス

日 報 欠(但シ營業ノ章ニ具体的記載アリ)

横 浜 正 金 (同 前)

水 店

滿 電

第 四 條 本 会 社 ハ 本 店 ヲ 新 京 ニ 置 ク

(日本無償第ニ條、北樺太石油第ニ條、北樺太鋳業第參條、鮮銀第ニ條)

滿 鐵

第 三 條 本 会 社 ハ 本 社 ヲ 大 連 ニ 支 店 ヲ 東 京 市 ニ 置 ク

東 拓

第 二 條 本 会 社 ハ 本 店 ヲ 東 京 ニ 置 ク

本 会 社 ハ 政 府 ノ 認 可 ヲ 受 ケ 京 城、奉 天 其 ノ 他 便 宜 ノ 地 ニ 支 店 又 ハ 出 張 所 ヲ 置 ク コ ト ア ル ヘ シ

台 廈

第四條 本會社ハ本店ヲ名瀋台北ニ置キ其ノ他必要ノ地ニ支店又ハ出張所ヲ設ク

興 銀

第三條 當銀行ハ本店ヲ東京ニ支店ヲ東京、大阪、神戶、名古屋及福岡ニ設置ス
當銀行ハ政府ノ認可ヲ受ケ内外国各地方便宜ノ地ニ支店、代理店ヲ設置シ又ハ他ノ銀行ト^可ゴルレスポ^ンデンスヲ締結スルコトアルヘシ

勸 銀

第三條 當銀行ハ本店ヲ東京市ニ、支店ヲ青森市

ニ設置ス

當銀行ハ必要ト認ムル地ニ出張所又ハ代理店ヲ設置スルコトアルヘシ

(拓銀第三條)

鮮 銀

第三條 同滿實

第四條 當銀行ハ大藏大臣ノ認可ヲ受ケ又ハ大藏大臣ノ命令ニ依リ必要ノ地ニ支店代理店ヲ設置スルコトアルヘシ

日 銀 第 二 條

日本銀行ハ本店ヲ東京ニ置クヘシ又各府縣ノ首邑其
ノ他要用ナル地方ニ支店出張所ヲ設置シ又ハ他ノ銀
行ト「コレスポンデンス」ヲ締結スルヲ得可シ但シ支店
出張所ヲ設置シ又ハ他ノ銀行ト「コレスポンデンス」ヲ
締結スルハ其ノ事由ヲ大藏卿ニ具狀シテ其ノ許可
ヲ受クヘシ又大藏卿ニ於テ支店出張所ヲ要用ナリト
スルハハ銀行ニ命シテ之ヲ設置セシムルコトアル可
シ

第 三 條

支店及ヒ出張所ヲ設置シ又ハ他ノ銀行ト「コレスポン
デンス」ヲ締結スルノ規則ハ銀行重役ニ於テ決議シ大
藏卿ノ許可ヲ受クヘシ

横 浜 正 金

第 二 十 一 條 当 銀 行 ノ 本 店 ハ 武 藏 国 横 浜 市 ニ 設 置 ス

第 二 十 二 條 当 銀 行 ノ 支 店 ハ 左 ノ 場 所 ニ 設 置 シ 尚 示 今

後 株 主 總 会 ニ 於 テ 議 決 ス ル 場 所 ニ 設 置 ス ル モ ノ ト
ス

内 国 ノ 分

神 戸 支 店 攝 津 国 神 戸 市

以 下 略

外 国 ノ 分

龍 動 支 店 英 国 龍 動

以 下 略

第 二 十 三 條 当 銀 行 ノ 出 張 所 並 ニ 分 店 派 出 所 ハ 取 締 役

會 ニ 於 テ 議 決 シ タ ル 場 所 ニ 設 置 ス ル モ ノ ト ス

資本金

満電

第三條

本公司ノ資本金ハ日本通貨五千万圓トス

日本無電

第四條

本公司ノ資本金ハ貳千万圓トス

(北樺太石畑第四條、北樺太鉱業第四條)

満鐵

第五條

本公司ノ資本金ハ金四億四千万圓トス但シ第

(八億圓、昭和八年六月決議)

一回ノ株式募集額ハ日本帝國政府持株ノ外金貳千
万圓トシ第二回以後ハ漸次必要ニ應ジ株主總會ノ

原本不鮮明

決議ニ依リテ募集スルモノトス

東 拓

第四條 本会社ノ資本ハ五千万圓トス但シ政府ノ認可ヲ受ケ之ヲ増加スルコトアルニシ

名 實

第三條 本会社ノ資本金ハ参千四百四拾九万五千圓トス但シ台湾總督ノ認可ヲ受ケ之ヲ増加スルコトヲ得

興 銀

第一條 本銀行ノ資本總額ハ五千万圓トシ之

ヲ壹百万株ニ分ケ各株式ノ金額ヲ五拾圓トス
第二項 株式ノ種類
（勸銀第六條、鮮銀第八條、拓銀第七條）

日 銀

第七條

日本銀行ノ資本金ハ壹千万圓ト定メ之ヲ五万株ニ分ケ壹株貳百圓トス但シ政府ノ命令ニ依リ資本金ヲ増加シ若シクハ株主總會ノ決議ニヨリ政府ノ許可ヲ歴ルニ於テハ資本金ヲ増加スルコトヲ得

横 正 金

第四條 本銀行ノ資本金ハ壹億圓ニシテ壹百圓ヲ以

テ壹株トシ総訂壹百万株トス

公告ノ方法

満
電

第五條 本会社ノ公告ハ日本国官報及滿洲国政府公報ニ掲載シテ之ヲ爲ス

日本無電

第六條 本会社ノ公告ハ官報及所轄正裁判所ノ登記事項ヲ公告スル新聞紙ニ掲載ス

満
鐵

第六條 本会社ノ公告ハ本社所在地ニ於テ関東廳カ
公告ヲ掲載スヘキ新聞紙竝ニ支社所在地ニ於テ所

轄裁判所カ公告ヲ掲載スヘキ新聞紙並ニ支社所在地ニ於テ所轄裁判所カ公告ヲ掲載スヘキ新聞紙ヲ以テスヘシ

北樽太石油

第五條 本会社ノ公告ハ所轄正裁判所ノ登記事項ヲ公告スル新聞紙ニ之ヲ掲載ス
（北樽太鉱業第五條）

東 拓

第八條 本会社ノ公告ハ官報並ニ本店所在地ニ於テ所轄裁判所カ公告ヲ掲載スル新聞紙ヲ以テス但シ支店所在地ニ於テ公告ヲ要スルトキハ總裁ノ指定

スル新聞紙ヲ以テス

台 電

第五條 本会社ノ公告ハ台湾總督府報並ニ本店所在地ニ於テ所轄法院ノ公告ヲ掲載スル新聞紙ヲ以テス

興 銀

第六條 本銀行ノ公告ハ官報及所轄裁判所ノ公告ヲ掲載スル新聞紙ニ掲載ス但シ外国ニ於テ為ス公告ノ方法ハ其ノ他ノ慣例ニ依ル

勸 銀

第五條 当銀行ノ公告ハ官報及東京市ニ於テ發行ス
ル債券時報ニ之ヲ掲載ス

鮮銀

第七條 当銀行ノ公告ハ官報及新聞紙ヲ以テ之ヲ爲
ス但シ公告スヘキ新聞紙ハ總裁之ヲ選定シ官報ヲ
以テ公告スヘシ

拓銀

第六條 当銀行ニ於テ公告ヲ爲ストキハ官報及新聞
紙ニ其ノ事項ヲ掲載スヘシ

日銀

第七十八條 第一項

株主總會ヲ開ク時ハ定式臨時ヲ問ハス三十日前ニ招
集状ヲ各會員ニ送致シ且新聞紙ヲ以テ其ノ旨ヲ廣告
ス可シ

第九十六條

兌換銀行券發行高交換高及準備ノ増減ニ関スル出納
日表並ニ每週平均高表ヲ製シ出納日表ハ翌日午前十
時マテ每週平均高表ハ次週水曜日マテニ大藏大臣ニ
進達シ而シテ每週平均高表ハ同日刊行ノ官報ニ掲載
スヘシ

第三十九條

上下両半季ノ實際報告並損益勘定ハ大藏卿ニ申牒シ且

以下略
ツ新聞紙ヲ以テ廣告スヘシ

積決正金

第九十八條 当銀行ノ公告ハ本店所轄登記所ノ公告ヲ
為ス新聞紙ニ掲載シ又特ニ内国ノ一支部又ハ一出
張所ニ関スル事項ノ公告ハ該支部又該出張所所轄
登記所ノ公告ヲ為ス新聞紙ニ掲載スヘシ

株式ノ種類株主ノ資格及之ニ伴フ失権ノ手續

満電

第七條 本会社ノ株式ハ記名式トシ日滿兩國ノ政府
公共團體若ハ国民又ハ西國ノ法令ノ何レカニ依リ
設立シタル法人ニシテ其ノ議決権ノ過半数カ兩國
ノ国民若ハ法人ニ屬スルモノニ限リ之ヲ所有スル
コトヲ得

本会社ノ株主ニシテ前項ノ資格ヲ喪失シタルトキ
ハ遼滯ナク其ノ旨ヲ会社ニ通知シ且三月以内ニ其
ノ所有スル株式ヲ他ニ譲渡スルコトヲ要ス若シ其
ノ株式ヲ譲渡セサルトキハ本会社ニ株券ヲ提出セ
シメ会社ハ之ヲ賣却ス賣却ニ依リテ得タル金額ハ

賣却費用ヲ控除シ其ノ残額ヲ交付ス此ノ場合ニ於
テハ名義書換停止期間中ト雖モ名義ノ書換ヲ爲ス
コトヲ得

前項ノ場合ニ於テ株主其ノ株式ヲ譲渡セス又ハ株
券ヲ会社ニ提出セサルトキハ会社ハ該株券ヲ無効
トシテ之ヲ公告シ別ニ新株券ヲ發行シ之ニ依リ前
項ニ定メタル手續ヲ履行ス

日本無償

第八條 本公司ノ株式ハ記名式トシ政府、公共團體、
帝國臣民又ハ帝國法令ニ依リテ設立シタル法人ニ
シテ其ノ議決權ノ過半數カ外國人又ハ外國人ニ
屬セサルモノニ依リテ之ヲ所有スルコトヲ得

第九條 株主タル帝國法人ニシテ議決權ノ過半數カ
外國人又ハ外國法人ニ屬スルニ至ルニキトキハ該
法人ハ遷滞ナク其ノ旨本公司ニ通知シ且其ノ所有

スル本公司ノ株式ヲ他ニ譲渡スルコトヲ要ス
前項ノ場合ニ於テ株式ヲ譲渡セサルトキハ本公司
之ヲ賣却ス賣却ニ依リテ得タル金額ハ賣却費用ヲ

控除シ其ノ残額ヲ當該法人ニ交付ス
前ニ項ノ規定ニ依リ譲渡セラルタル株式ニ付テハ
名義書換停止期間中ト雖モ名義書換ヲ爲スコトヲ得

(此種大石油第八條、第九條)

滿鐵

第二十一條 本公司ノ株主ハ日又ハ兩國政府及日支兩國

人ニ限ルモノトス

北 樽 太 銘 業

第八條 本会社ノ株式ハ記名式トシ帝国臣民又ハ帝
国法令ニ依リ設立シタル法人ニシテ其ノ議決権ノ
過半數カ外国人若クハ外国法人ニ屬セサルモノニ
限リ之ヲ所有スルコトヲ得

第九條 同日本無價

東 振

第九條 本会社ノ株式ハ凡テ記名式トシ日本人ニ限
リ之ヲ所有スルコトヲ得

鮮 銀

第九條 当銀行ノ株券ハ記名式トス
帝国臣民ニ限サレハ当銀行ノ株主ト爲ルコトヲ得

日 銀

第十三條 株券ハ總テ記名トシ日本人ノ外賣買讓與スルヲ許サ
ス

第十四條

日本銀行ノ株主タラントスル者ハ大藏卿ノ許可ヲ受
クヘシ

横濱正金

第六條 当銀行ノ株式ハ日本人ニ限り何人タリトモ
横濱正金銀行條例、定款並ニ株主總會ノ決議ヲ遵
守シテ之ヲ所有シ其ノ株主トナルコトヲ得

名 覆

欠

(株主資格及失権手續)

興 銀

欠

全

勸 銀

欠

全

拓 銀

欠

全

政府及民間ノ現物出資

滿 電

第九條 本会社ハ日本国政府ノ出資スル電氣通信施
設並ニ之ニ附帶スル物件ヲ金一千万圓ニ
評定シ之ニ對シ金額拂込ノ株式三十三万株ヲ又滿
洲国政府ノ出資スル電氣通信施設並ニ之ニ附帶ス
ル物件ヲ金六百万圓ニ評定シ之ニ對シ金額拂込ノ
株式十二万株ヲ与フルモノトス
前項ニ依リテ日本国政府及滿洲国政府ノ所有スル
株式ハ之ヲ他ニ譲渡スルコトヲ得ス

日本無電

原本不鮮明

第十條 政府ハ左ノ財産ヲ出資シ本会社ハ其ノ財産

價格貳百參拾万圓ニ對シ全額拂込ノ株式四万六千

株ヲ政府ニ提供スルモノトス

一 磐城無線電信局設備及其ノ所属設備

價格 貳百拾壹万圓

一 對政洲局用敷地トシテ政府ノ購入シタル土地

一 愛知縣碧海郡依佐美村所在坪數四万五千參百

六十六坪貳合 價格 拾六万五千五百五拾圓

一 三重縣三重郡海藏村所在坪數壹万七百貳拾六

坪 價格 貳万四千四百五拾圓

滿鐵

第二十二條 日本帝國政府ハ左ノ財産ヲ出資シ本会社

ハ其ノ財産價格金一億圓ニ對シニ百万株ヲ子フル

モノトス

一 既成ノ鐵道（現在使用スル單軌鐵道ニ奉天、安東間

以下略

東拓

第十條 本会社ハ政府カ左ノ財産ヲ出資スルコトヲ

承認シ其ノ財産價格金三百万圓ニ對シ六万株ヲ子

フルモノトス

一 田 五千七百町歩

一 畑 五千七百町歩

台震

第十條 本会社ハ政府カ台湾總督府ノ經營ニ係ル便
 氣、瓦斯及木材防備ノ作業ノ用ニ供スル財産ヲ出
 資ト為スコトヲ兼認シ其ノ財産價格千ニ百万圓ニ
 對シ全額押込済株式二十四万株ヲ提供ス

北樟太石油 欠

北樟太鋸業 欠

興銀 欠

鮮銀 欠

拓銀 欠

日銀 欠

横浜正金 欠

株式總數及一株金額

満電

第十條 本公司ノ株式ハ百万株トシ一株ノ金額ヲ金
五十圓トス
（東拓第十一條）

日本無電

第十一條 本公司ノ株式ハ四拾万株トシ壹株ノ金額
ヲ五十圓トス
（北樺太石炭第八條、北樺太鋁業第七條）

満電

第七條 本公司ノ株券ハ總テ記名式トシ一株ヲ金五十圓トス

名 價

第七條 本公司ノ株式總數ハ六十八万九千九百株ニシテ一株ノ金額ハ五十圓トス

興 銀

第七條第一項 當銀行ノ資本總額ハ五千万圓トシ之ヲ壹百万株ニ分テ各株式ノ金額ヲ五拾圓トス

第二項

株券ノ種類

(勸銀第六條、鮮銀第四條、拓銀第七條)

日 銀

第七條

日本銀行ノ資本金ハ壹千万圓ト定メ之ヲ五万株ニ分テ壹株貳百圓トス但シ政府ノ命令ニ依リ資本金ヲ増加シ若シクハ株主總會ノ決議ニ依リ政府ノ許可ヲ得ルニ於テハ資本金ヲ増加スルコトヲ得

明治三十七年三月十四日資本金ヲ貳千万圓ニ増加シ株數ヲ十萬株トス
明治三十八年八月七日 參千万圓 一十五萬株トス
明治四十三年二月九日 一千万圓 一十三萬株トス

横 正 金

第四條 當銀行ノ資本金ハ壹億圓ニシテ壹百圓ヲ以テ壹株トシ總計壹百万株トス

株券ノ種類

満 覆

第十一條 本公司ノ株券ハ、一株券、五株券、十株券、
一百株券、一千株券及一万株券ノ六種トス
(東拓第十三條、勸銀第六條、鮮銀第十一條)

日本無覆

第十二條 本公司ノ株券ハ、壹株券、拾株券、五拾株券
、百株券及千株券ノ五種トス

満 鐵

第八條 本公司ノ株券ハ、五種トス

一株券 十株券 一百株券 一千株券 一万株券

北樺太石油

第八條 株券ハ壹株券、拾株券、五拾株券及百株券ノ四種トス

(北樺太鑛業券拾券條)

多 復

第八條 本会社ノ株券ハ記名式トシ其ノ種類ハ一株券、五株券、十株券、五十株券、百株券、十株券

及一万株券ノ七種トス

興 銀

第七條 第八項 当銀行ノ株券ハ壹株券、五株券、拾株券、貳拾株券、五拾株券及百株券ノ六種トス

拓 銀

第八條 当銀行ノ株券ハ記名トシラ一株、十株、五十株ノ三種トス

日 銀

第十五條 第二項 株券ハ一株一通、五株一通、十株一通、百株一通、

千株一通ノ五種トナシ株主ノ撰擇スル種類ヲ定メ付ス
但シ株主ハ規定ノ手数料ヲ支拂ヒテ株券ノ種類變更
ヲ請求スルコトヲ得

横濱正金

第九條 当銀行ノ株券ハ記名式ニシテ壹株、拾株、

百株ノ三種トス

但シ發行ノ時期同シキモノハ株主ノ請求ニヨリ之
ヲ分合スルコトヲ得

株主ノ拂込義務ノ違約金

満 償

第十六條 株主拂込ノ期限内ニ株金ノ拂込ヲ為サザ
ルトキハ其ノ拂込ムベキ金額ニ對シ拂込期日ノ翌
日ヨリ拂込當日迄金百圓ニ付一日金四銭ノ割合ヲ
以テ違約金ヲ徴收ス

日本無償

第十四條 株主拂込ノ期日ニ株金ノ拂込ヲ為ササル

トキハ其ノ拂込ムベキ金額ニ對シ百圓ニ付壹日四
銭ノ割合ヲ以テ違延利息ヲ徴スヘシ

明 鮮 不 本 原

満 鐵

第十一條 株主拂込ノ期日ニ株金ノ拂込ヲ爲ササル
トキハ其ノ拂込ムヘキ金額ニ對シ金百圓ニ付一日
金四錢ノ割合ヲ以テ遅延利息ヲ徴收ス
(東拓第十六條)

北 樺 太 石 油

第十一條 株金ノ拂込ヲ怠リタル株主ハ其ノ拂込期
限ノ翌日ヨリ拂込当日ニ至ル迄百圓ニ付一日四錢
ノ割合ノ遅延利息ヲ支拂ヒ且遅延ニ依リ生シタル
費用及損害ヲ辨償スヘシ
(北樺太銘業第拾貳條)

名 産

第十一條 本会社ハ株主カ株金ノ拂込ヲ怠リタルト
キハ其ノ拂込期日ノ翌日ヨリ百圓ニ付一日四錢ノ
割合ヲ以テ遅延利息ヲ徴ス

興 銀

第十條 株主若シ株金ノ拂込ヲ怠リタルトキハ商法
ノ規定ニ從ヒ処分スヘシ
前項ノ場合ニ於テハ損害賠償トシテ其ノ拂込期日
ノ翌日ヨリ現拂込日マテ滞納金ニ對スル百圓ニ付
一日四錢ノ割合ニ当ル金額ヲ徴收ス

勸 銀

第八條 株主ノ持込ヲ怠リタル者ハ持込期日翌日ヨリ持込ノ旨日迄百圓ニ付一日金四錢以内ニ於テ總裁ノ定ムル割合ヲ以テ計算シタル遅延利息ヲ支拂フベシ

鮮銀

第十五條 株主若シ株主ノ持込ヲ怠リタルトキハ其ノ持込期日ノ翌日ヨリ現持込日迄滞納金ニ對シ百圓ニ付一日金四錢ノ割合ニ當ル賠償金ヲ徴スベシ

拓銀

第十一條 株主カ前條ノ期日ニ持込ヲ爲ササルトキハ商法ノ規定ニ依リ処分スベシ

前項ノ場合ニ於テハ損害賠償トシテ具持込期日ヨリ現持込日マテ滞納金ニ對スル年百分十二ノ割合ニ當ル金額ヲ徴收スルモノトス

日銀

第十條

株主若シ資本入金ノ日限ニ入金セサル時ハ過怠金トシテ追募金十分ノ一ヲ増納セシムベシ若又ニヶ月ヲ經テ猶入金セサルトキハ其ノ株券ヲ賣拂ヒ其ノ代金ヨリ追募金額過怠金並ニ其ノ賣拂ニ係ル費用ヲ差引キ餘贏アレハ原株主還付シ不足ハ尚ホ之ヲ追徴スベシ

原本不良

横浜正金

欠

株主ノ届出事項

瑞霞

第二十三條 株主又ハ其ノ法定代理人ハ株式取得ノト
 キ本会社所定ノ書式ニ依リ其ノ氏名、住所及印鑑
 ヲ本会社ニ届出ヅベシ其ノ変更アリタルト亦同ジ
 第二條ニ掲グル地域又ハ日本国領域内ニ住所又ハ
 居所ヲ有セザル株主ハ前記ノ地域内ニ住所又ハ
 代理人ヲ定メ之ヲ本会社ニ届出ヅベシ

日本無霞

第十八條 株主ハ株式取得ノトキ其ノ氏名、住所及
 印鑑ヲ本会社ニ届出ヅベシ其ノ変更アリタルトキ

亦同シ

滿鐵

第二十四條 株主又ハ法定代理人ハ株式取得ノ時其ノ住所、氏名及印鑑ヲ本会社ニ届出ツヘシ其ノ変更アリタルトキ亦同シ

外国ニ住所ヲ有スル株主又ハ法定代理人ニ對シテハ帝國内ニ仮住所又ハ代理人ヲ定メシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ仮住所又ハ代理人ヲ本会社ニ届出ツヘシ其ノ変更アリタルトキ亦同シ

(東拓第二十一條)

北樺太石油

第十條 株主ハ住所及印鑑ヲ届出ツヘシ之ヲ変更シタルトキ亦同シ

外国居住ノ株主ハ豫メ日本国内ニ仮住所ヲ定メ届出ツヘシ之ヲ変更シタルトキ亦同シ

北樺太鉱業

第十條 株主ハ住所、氏名及印鑑ヲ本会社ニ届出ツヘシ之ヲ変更シタル時亦同シ

外国居住ノ株主ハ豫メ日本国内ニ仮住所又ハ代理人ヲ定メ本会社ニ届出ツヘシ之ヲ変更シタル時亦同シ

台股

第二十條 株主及其法定代理人ハ印鑑及住所ヲ本社ニ届出ツヘシ之ヲ変更シタルトキ亦同シ

勸銀

第十四條 株主又ハ其ノ法定代理人ハ住所、氏名及印鑑ヲ当銀行ニ届出ツベシ其ノ変更アリタルトキ亦同シ

第十五條 外国ニ居住スル株主ハ日本帝国内ニ当銀行ヨリ通知ヲ受クベキ場所ヲ定メ又ハ代理人ヲ置キ当銀行ニ届出ツベシ其ノ変更アリタルトキ亦同シ

鮮銀

第十六條 株主及其ノ法定代理人ハ印鑑及住所ヲ当銀行ニ届出ツヘシ之ヲ変更シタルトキ亦同シ但シ印鑑又ハ法定代理人ノ権限ニ付当銀行ヨリ証明ヲ請求スルトキハ其ノ手續ヲ為スヘシ

横正金

第二十條 凡テ株主ハ其ノ印鑑及住所ヲ当銀行ニ届出ツヘシ其ノ印章又ハ住所ヲ変更シタルトキ亦同シ但シ印鑑届出ノ場合ニ於テ当銀行ヨリ証明ヲ請求スルトキハ其ノ手續ヲ為スヘシ

興	拓	日
銀	銀	銀
欠	欠	欠

株式ノ名義書換

通 便

第二十條 株式ノ譲渡ニ依リ株券ノ名義書換ヲ為サ
 ントスルトキハ本会社所定ノ書式ニ依ル当業者連
 署ノ書面ニ株券及本会社ニ於テ必要ト認ムル証據
 書類ヲ添ヘ之ヲ本会社ニ提出スベシ
 改氏名、相續其ノ他ノ事由ニ依リテ株券ノ名義書
 書換ヲ為サントスルトキハ前項ニ準ジテ本会社ニ
 書面ヲ提出スベシ

日本無償

第十五條 株式ノ讓渡ニ依リ株券ノ名義書換ヲ為サ

ムトスルトキハ本会社所定ノ書式ニ依リ当業者連署ノ書面ヲ作成シ之ニ株券及本会社ニ於テ必要ト認ムル証據書類ヲ添へ本会社ニ其ノ請求ヲ為スヘシ
改氏名又ハ相續等ニ依リ株券ノ名義書換ヲ為サムトスルトキハ産籍抄本若ハ本会社ニ於テ必要ト認ムル証據書類ヲ添付スルコトヲ要ス

満 鐵

第十六條 株式ヲ譲渡スルトキハ本会社所定ノ書式ニ依リ当業者連署ノ書面ヲ以テ株券ノ書替ヲ請求スヘシ但シ相續ノ開始遺言又ハ裁判ノ執行等ニ依リ株式ヲ継承シタル者カ書替ヲ請求スル場合ニ於

テハ戸籍^吏証明書若ハ会社ニ於テ必要ト認ムル証據書類ヲ添付スル^{コト}ヲ要ス
株式ノ譲渡ハ譲受人ノ氏名、住所ヲ株主名簿ニ記載シ且ツ其ノ氏名ヲ株券ニ記載スルニ非サレハ本会社ニ對シテ其ノ效力ナキモノトス
(東拓第二十條)

北 樽 六 石 油

第十三條 株式ヲ取得シタル爲又ハ株券記載ノ氏名其ノ他ニ変更ヲ生シタル爲株券ノ書換ヲ請求セシトスル者ハ株券裏面ニ記名捺印シ之ニ請求書ヲ添へテ差出スヘシ

株式譲渡ノ場合ハ譲渡人及譲受人連署ヲ以テ其ノ

昔ヲ申出テ其他ノ場合ニハ本合社ノ適當ト認ムル
證明書ヲ差出スヘシ
(北稗太鉾業第十四條)

名 震

第十二條 本合社ノ株式譲渡ノ場合ニ於テハ当事者
双方連署ノ名義書換請求書ヲ株券ニ添ヘテ本合社
ニ差出スヘシ但シ相續、送贈又ハ競賣等ニ因リ本
合社ノ株式ヲ取得シタルトキハ取得者ハ其ノ原因
ヲ証スヘキ書面ヲ添付スルコトヲ要ス
前項ノ請求ヲ受ケタルトキハ本合社ハ株式名簿ニ
記入ノ手續ヲ爲シ其ノ株券ノ裏面ニ社長記名捺印
シタル上之ヲ還付ス

興 銀

第十一條 當銀行ノ株式譲渡ノ場合ニ於テハ請求書
ニ記名株券ヲ添ヘテ當銀行ニ差出スヘシ
前項ノ場合ニ於テ當銀行ハ当事者双方ヲシテ株券
裏面ニ署名セシメ株主名簿ニ記入ノ手續ヲ了シタ
ル上之ヲ還付スヘシ
相續又ハ送贈ニ依リテ當銀行ノ株式ヲ取得シタル
者名義書換ヲ請求スルトキハ証明ヲ添フヘシ

勸 銀

第九條 株式ノ名義書換ヲ要スルトキハ當銀行所定
ノ書式ニ依リ請求書ヲ作成シ当事者双方記名捺印
ノ上株券ト共ニ之ヲ當銀行ニ差出スヘシ

原本不良

相續、送贈又ハ競賣等ニ因リ株式ヲ取得シタル場合ニ於テハ前項ノ規定ニ拘ラズ取得者單獨ニテ株式ノ名義書換ヲ請求スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ請求書ニ取得ノ原因ヲ証明スベキ書面ヲ添付スルコトヲ要ス

鮮銀

第十七條 当銀行ノ株式譲渡ノ場合ニ於テハ株式裏面ニ当事者双方記名捺印シ之ニ連署ノ名義書換請求書ヲ添ヘテ当銀行ニ差出スヘシ
前項ノ請求ヲ受ケタルトキハ当銀行ハ株主名簿ニ記入ノ手續ヲ爲シ其ノ株式裏面ニ總裁記名捺印シタル上之ヲ還付スヘシ

相續、送贈等ニ依リ当銀行ノ株式ヲ取得シタルトキハ取得者ノミ株式裏面ニ記名捺印シ正式ノ証明書ヲ添フヘシ

拓銀

第十一條 当銀行ノ株式賣買譲渡ノ場合ニ於テハ当事者双方ノ署名捺印シタル株式ニ名義書換請求書ヲ添ヘ当銀行ニ差出スヘシ但シ相續又ハ送贈ニ因リテ当銀行ノ株式ヲ取得シタル者ハ取得者ノミ其ノ株式ノ裏面ニ署名捺印シ譲受人ノ氏名住所ヲ株主名簿ニ記入ノ手續ヲ爲スヘシ

前項ノ請求アリタルトキハ頭取其ノ株式ノ裏面ニ署名捺印シ譲受人ノ氏名住所ヲ株主名簿ニ記入ノ

原本不良

横改正金

手續ヲ為スヘシ

目録

第十五條等一項

株券ハ銀行ニ於テ株式簿ヲ設ケテ之ニ記入スヘシ若
 シ株券ヲ賣買又ハ譲与セシトスルトキハ賣方ヨリ書
 面ヲ以テ其ノ旨ヲ銀行ニ請求シ銀行ハ大藏卿ノ許可
 ヲ經テ之ヲ賣人ニ通報スヘシ此通報ヲ受ケタル上賣
 買又ハ譲与ノ証書ヲ作り双方連印ヲ爲シ株券ヲ添ヘ
 テ銀行ニ差出スヘシ而シテ銀行ニテハ之ヲ株式簿ニ記
 入シ且ツ其ノ賣買譲与ヲ証スル爲メ總裁及ヒ文書局
 長其ノ株券ノ裏面ニ署名捺印スルヌトス

第十二條

當銀行ノ株式ヲ賣買譲与スルニハ其ノ株

券ノ裏面ニ當事者双方記名捺印シ之ニ双方連印ノ

名義書換請求書ヲ添ヘテ當銀行ニ差出シ其ノ承認

ヲ受ケヘシ相續送贈又ハ法律命令ノ結果ニ因リテ

當銀行ノ株式ヲ取得シタルトキハ其ノ取得者ノミ

株券裏面ニ記名捺印シ正式ノ証明書ヲ添ヘ其ノ事

實ヲ記載シタル名義書換請求書及株券ヲ當銀行ニ

差出シ其ノ承認ヲ受ケヘシ尚ホ其ノ相續送贈ニ係

ルトキハニ名以テノ親族若シ親族ナケレハニ名以

テノ保証人一於テ右請求書ニ捺印スヘシ

第十三條

株主ニ於テ姓名ヲ改メ又ハ会社商社組合

等ノ代表者ニ更迭アリ若クハ其ノ代表者ノ職名ニ

原本不鮮明

変更アリシトキハ正式ノ証明書ヲ添へ直ニ書留ヲ
以テ其ノ旨ヲ当銀行へ届出テ名義ノ訂正ヲ請求ス
ヘシ

株券ノ引換
株券ノ種類ノ変更又ハ汚損若ハ毀損シタ
ル株券ノ引換ヲ為サントスル株主ハ株券引換請求
書ニ株券ヲ添へテラ本会社ニ提出スベシ株券ヲ七
失シタル株主ハ其ノ事由ヲ評記シタル書面ヲ作成
シ本会社ノ適当ト認ムル保証人ニ名ノ連署ヲ以テ
本会社ニ新株券交付ノ請求ヲ為スコトヲ得
前項ノ請求アリタルトキハ本会社ハ直ニ其ノ旨ヲ
公告シ其ノ最終ノ公告ノ日ヨリ六十日以内ニ故障
ヲ申出ヅル者ナカリシトキニ限り請求者ニ新株券
ヲ交付ス

満
償

第二十一條

株券ノ種類ノ変更又ハ汚損若ハ毀損シタ
ル株券ノ引換ヲ為サントスル株主ハ株券引換請求
書ニ株券ヲ添へテラ本会社ニ提出スベシ株券ヲ七
失シタル株主ハ其ノ事由ヲ評記シタル書面ヲ作成
シ本会社ノ適当ト認ムル保証人ニ名ノ連署ヲ以テ
本会社ニ新株券交付ノ請求ヲ為スコトヲ得
前項ノ請求アリタルトキハ本会社ハ直ニ其ノ旨ヲ
公告シ其ノ最終ノ公告ノ日ヨリ六十日以内ニ故障
ヲ申出ヅル者ナカリシトキニ限り請求者ニ新株券
ヲ交付ス

第十六條

株券ノ種類ノ變更ヲ爲サムトスル株主又ハ汚損若ハ毀損シタル株券ノ引換ヲ爲サムトスル株主ハ株券引換請求書ニ株券ヲ添へ本会社ニ提出スベシ

株券ヲ亡失シタル株主ハ其ノ事由ヲ詳記シタル書面ヲ作成シ保証人姓名以上ノ連署ヲ以テ本会社ニ新株券交付ノ請求ヲ爲スコトヲ得

前項ノ請求アリタルトキハ本会社ハ直ニ其ノ旨公告シ参照日ヲ経ルモ株券ヲ發見セサルトキハ新株券ヲ交付スルモノトス

満鐵

第十七條

株券ヲ毀損亡失シタル株主ハ其ノ事由ヲ詳記シ本会社ノ認ムル人以上ノ保証人連署ノ証書ヲ差出し新株券ノ交付ヲ請求スルコトヲ得但シ亡失ノ場合ニ於テハ請求者ノ費用ヲ以テ其ノ旨ヲ公告シ其ノ公告ヨリ六十日ヲ経ルモ異議ヲ申立ツル者ナキトキニ限り新株券ヲ交付スルモノトス

第十八條 株券ノ種類ヲ變更セントスル者ハ其ノ株券ニ請求書ヲ添へテ之ヲ差出スベシ

（東拓第二十三條、第二十四條）

北樺太石油

第十五條

株主其株券ノ交換ヲ要スルトキハ請求ニ

依り旧券ヲ授へ新券ヲ交付ス若シ株券ヲ失セタルト
キハ其理由ヲ詳記シ本会社ノ適当ト認ムル保証人
ニ名以上ノ連署ヲ以テ新株ノ交付ヲ請求スヘシ本
会社ハ本人ノ費用ヲ以テ其旨ヲ公告シ三十日ヲ経
過スルモ株券ヲ發見セズ又ハ故障ヲ申立ツル者ナ
キトキハ新券ヲ交付シ爾後旧券ヲ無効トス
第十三條ノ株券書換又ハ前項ノ新券交付ハ本會
社所定ノ手数料ヲ要ス
(此様式銘業第十六條)

台
價

第十三條 本会社ノ株券滅失シタルトキハ株主ハ其
ノ事由並ニ種類、番號ヲ詳記シ本会社ノ適当ト認

ムルニ名以上ノ保証人ヲ立テ本会社ニ届出テ新株
券ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ請求ヲ受ケタルトキハ本会社ハ新株券ヲ交
付ス但シ滅失ノ証跡判明ナラサルモノハ紛失ノ例
ニ依ル

第十四條 本会社ノ株券ヲ紛失シ又ハ竊取セラレタ
ルトキハ株主ハ其ノ種類、番號ヲ詳記シ其ノ旨ヲ
本会社ニ届出テ新株券ノ交付ヲ請求スルコトヲ得
前項ノ期間内ニ於テ請求人該株券ヲ發見シタルト
キハ直ニ本会社ニ届出ツヘシ本会社ハ請求人ノ賞
用ヲ以テ其ノ旨ヲ公告ス

第十五條 滅失、紛失又ハ盜難ノ届出アリタル株券
ニ関シ故障ノ申立ヲ爲ス者アリトキハ本会社ハ確

定判決ニ依ルニ非サレハ新株券ヲ交付セサルヘシ
第十六條 本会社ノ株券汚染又ハ毀損シタルトキハ
株主ハ其ノ事由ヲ詳記シ其ノ株券ヲ添へ本会社ニ
差出シ新株券ノ交付ヲ請求スルコトヲ得
前項ノ請求ヲ受ケ其ノ株券ヲ審査シ眞偽ヲ鑑別シ
難キ場合ニ於テハ紛失ノ例ニ依ル
第十七條 本会社ハ株主ノ請求ニ依リ株券ノ種類ノ
変更ヲ爲ス

興銀

第十八條 当銀行ノ記名株券ヲ紛失、滅失若ハ盜取
セラレタルトキハ株主ハ其金額、番號ヲ詳記シ其
旨ヲ当銀行ニ届出テ新株券ノ交付ヲ請求スルコト

ヲ得

前項ノ請求ヲ受ケタルトキハ当銀行ハ請求人ノ費
用ヲ以テ其旨ヲ公告シ一箇月ヲ経タル後当銀行ノ
満足スルニ名以上ノ保証人ヲ立テシメ新株券ヲ交
付スヘシ

前項ノ期間内ニ於テ請求人該株券ヲ發見シタルト
キハ直ニ当銀行ニ届出ツヘシ当銀行ハ請求人ノ費
用ヲ以テ其旨ヲ公告ス

第十三條 滅失、紛失若ハ盜取ノ届出アリタル記名
株券ニ關シ故障ノ申立テ爲ス者アルトキハ当銀行
ハ所轄裁判所ノ判決ニ依ルニアラサレハ新株券ヲ
交付セサルヘシ

第十四條 記名株券汚染又ハ毀損シタルトキハ株主

明 鮮 不 本 原

初 銀

ハ其事由ヲ詳記シ其記名株券ヲ添へ当銀行へ差出
シ新株券ノ交付ヲ請求スルコトヲ得
当銀行ハ前項ノ請求ヲ受ケタルトキハ其記名株券
ヲ審査シ真正ナルト認ムルトキハ新株券ヲ交付ス
ヘシ其真正ナルコトヲ鑑別シ難キモノハ妨失ノ例
ニ依ル

第十五條 当銀行ハ株主ノ請求ニ依リ記名株券ノ種
類交換ヲ爲スヘシ但新株券一通ニ付金貳拾銭ノ千
數科ヲ請求人ヨリ徴スヘシ

第十條 株券ヲ汚損シタルトキハ其ノ株券ヲ提出シ
新株券ト引換ヲ請求スルコトヲ得株券ノ種類ヲ喪

更セシ

第十條 株券ヲ喪失シタルトキハ其ノ事由並ニ株
券ノ種類、番號等ヲ記載シ且当銀行ノ適當ト認ム
ル保証人ニ名以エノ連署セル書面ヲ差出し新株券
ノ交付ヲ請求スルコトヲ得
前項ノ請求アリタルトキハ当銀行ハ請求人ノ費用
ヲ以テ其ノ旨ヲ公告シ一箇月ヲ経過スルモ故障ヲ
申出ヅル者ナク且株券ヲ發現セザルトキハ新株券
ヲ交付スベシ

鮮 銀

第十八條 当銀行ハ株券滅失シタルトキハ株主ハ其
ノ事由並ニ種類、金額、番號ヲ詳記シ当銀行ノ満足
スルニ名以エノ保証人ヲ立テ当銀行ニ届出テ新株

券ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ請求ヲ受ケ証跡判明ナルトキハ当銀行ハ新株券ヲ交付スヘシ其ノ証跡判明ナラサル場合ニハ給失及盗難ノ例ニ依ル

第十九條 当銀行ノ株券ヲ給失シ若ハ盗取セラレタルトキハ株主ハ其ノ種類、金額、番號ヲ詳記シ其ノ旨ヲ当銀行ニ届出テ新株券ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ請求ヲ受ケタルトキハ当銀行ハ請求人ノ費用ヲ以テ其ノ旨ヲ公告シ一箇月ヲ経タル後若銀行ノ満足スルニ名以上ノ保証人ヲ立ラシメ新株券ヲ交付スヘシ
前項ノ期間内ニ於テ請求人該株券ヲ發見シタルト

キハ重ニ当銀行ニ届出ワヘシ当銀行ハ前項ノ例ニ依リ其ノ旨ヲ公告スヘシ

第二十條 滅失、給失若ハ盗難ノ届出アリタル株券ニ関シ故障ノ申立ヲ為ス者アルトキハ当銀行ハ裁判所ノ確定判決ニ依ルニ非サレハ新株券ヲ交付セサルコトアルヘシ

第二十一條 株券汚染又ハ毀損シタルトキハ株主ハ其ノ事由ヲ詳記シ其ノ株券ヲ添へ当銀行ニ差出シ新株券ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ請求ヲ受ケ其ノ株券ヲ審査シ真正ナリト認めルトキハ当銀行ハ新株券ヲ交付スヘシ其ノ真正ナルコトヲ鑑別シ難キ場合ニハ給失及盗難ノ例ニ依ル

第二十二條 当銀行ハ株主ノ請求ニ依リ株券ノ種類変更

ヲ為スヘシ但シ新株券一通ニ付金二十銭ノ手数料ヲ
請求人ヨリ徴スヘシ

拓 銀

第十三條 当銀行ノ株券災害ニ罹リ滅失シタルトキ
ハ其ノ事由並金額、番號ヲ詳記シ当銀行ノ満足ス
ルニ名以上ノ保証人ヲ立テ当銀行ニ届出テ新株券
ヲ交付スヘシ其ノ証跡判明ナラサル場合ニハ總ラ
紛失ノ例ニ依ル

第十四條 (株券ヲ紛失又ハ毀損シタル場合)

全 鮮銀第十九條

第十五條 滅失、紛失若ハ盜難ノ届出ヲアリタル株
券ニ關シ故障ノ申立ラテ爲ス者アルトキハ当銀行

ハ管轄裁判所ノ判決ニ依ルニアラサレハ新株券ヲ
交付セラルヘシ

第十六條 (株券汚染、毀損シタル場合)

全 鮮銀第二十條

第十八條 当銀行ハ株主ノ請求ニ依リ株券ノ種類交
換ヲ爲スヘシ但シ此ノ場合ニ於テハ新株券一通ニ
付金貳拾銭ノ手数料ヲ請求人ヨリ徴收スヘシ

日 銀

第十五條第二項

株券ハ一株一通、五株一通、十株一通、百株一通、
千株一通ノ五種トナシ株主ノ撰擇スル種類ヲ交付ス
但株主ハ規定ノ手数料ヲ互拂ヒテ株券ノ種類変更ヲ

請出スルコトヲ得

横浜正金

第十六條 株主若シ株券ヲ汚染、毀損シタルトキハ
 其事由竝ニ株券ノ種類金額番號ヲ記載シタル証明
 書ヲ添ヘテ該株券ヲ當銀行へ差出シ新株券ノ交付
 ヲ請求スルコトヲ得當銀行之ヲ検査シ引換ヲ要
 スト認ムルトキハ新株券ヲ交付シ若シ該株券鑑別
 シ難キトキハ次條ノ手續ニ從ヒ取扱フヘシ

第十七條 株主若シ株券ヲ紛失、若ハ滅失シタルト
 キハ其事由竝ニ株券ノ種類金額番號ヲ記載シニ名
 以上ノ確實ナル保証人連印シタル証明書ヲ當銀行
 へ差出シ新株券ノ交付ヲ請求スルコトヲ得此場合

ニ於テハ當銀行ハ請求者ノ費用ヲ以テ一週間其旨
 ヲ公告シ三ヶ月ヲ経テ尚ホ發見セズ且故障ノ申立
 ナキトキハ新株券ヲ交付スヘシ

但シ本條ノ期間内ニ於テ請求者該株券ヲ發見シ
 タルトキハ重ニ届出ワヘシ此場合ニ於テハ當銀
 行ハ本條ノ例ニ依リ其旨ヲ公告スルモノトス又
 故障ノ申立アリントキハ當銀行ハ裁判所ノ判決
 ニ依ルニ非カレハ新株券ヲ交付セサルヘシ又當
 銀行ハ新株券ヲ交付スルニ付保証ヲ立ラシムル
 コトアルヘシ

原本不鮮明

株券及書換手数料

満 價

第二十二條 株式名義書換ノ手数料ハ株券一通ニ付金
十銭トシ株券引換及新株券交付ノ手数料ハ株券一
通ニ付金五十銭トス

日本無價

第十七條 前二條ノ場合ニ於テ株券一
枚ニ付金五十銭トシ株券一
枚ニ付金五十銭トス

券壹枚ニ付左ノ手数料ヲ徴スヘシ

一 株券名義書換 拾 銭

一 株券引換及新株券交付 五 拾 銭

新株券交付ニ関シ公告ヲ要スル場合ハ前記手数料ノ外公告料ノ実費ヲ徴スヘシ

満 鐵

第十九條 株券ノ名義書替、新株券ノ交付及株券種類ノ変更ニ付テハ本合社ノ定ムル手数料ヲ徴收ス
(東拓等ニテ五條)

北 樽 太 石 油

第十五條第二項 第十三條ノ株券書換又ハ前項ノ新株券交付ニハ本合社所定ノ手数料ヲ要ス
(北樽太石業第十六條第二項)

名 電

第十八條 本合社ハ株券ノ名義書換ノ場合ニ於テハ一通ニ付五錢、滅失、紛失、盗難、汚染、毀損又ハ種類変更ニ因ル新株券交付ノ場合ニ於テハ一通ニ付三十錢ノ手数料ヲ徴ス

興 銀

第十六條 当銀行ノ記名株券ノ名義書換ノ場合ニ於テハ一通ニ付五錢ヲ滅失、紛失、盗取又ハ汚損毀損等ニ依リ新株券交付ノ場合ニ於テハ一通ニ付金貳拾錢ヲ請求人ヨリ徴スヘシ

勸 銀

第十條 当銀行ハ株券ノ名義書換ニ付テハ一通ニ付金五錢、新株券ノ交付ニ付テハ一通ニ付金二十錢ノ手数料ヲ徴スベシ

鮮銀

第二十三條 当銀行ハ株券ノ名義書換ノ場合ニ於テハ一通ニ付金五錢ノ手数料ヲ徴ス、紛失、盗難又ハ汚染毀損等ニ依リ新株券交付ノ場合ニ於テハ一通ニ付金二十錢ノ手数料ヲ請求人ヨリ徴スベシ

拓銀

第十七條 当銀行ハ株券名義書換ノ場合ニ於テハ一通ニ付金五錢新株券交付ノ場合ニ於テハ金貳拾錢

ノ手数料ヲ請求人ヨリ徴收スベシ

横濱正金

第十八條 株券ノ名義書換ヲ請求スル者及新株券ノ交付ヲ請求スル者ハ取締役會ニ於テ定メタル手数料ヲ支拂フベシ

日銀 欠

株券ノ名義書換停止期間

満電

第二十四條 本会社ハ定時株主總會前四十日以内ニ於テ本会社ノ定ムル日ヨリ同總會ノ終了ノ日迄株式ノ讓渡ニ依ル名義ノ書換ヲ停止ス
前項ノ場合ヲ除クノ外本会社必要ト認ムルトキハ豫メ其ノ旨ヲ公告シテ名義書換ヲ停止スルコトヲ得

日本無電

第十九條 本会社ハ定時總會前拾日ヲ起スル期間株式ノ讓渡ニ因ル名義書換ヲ停止ス

本公司ハ臨時株主總會開催前相当期間ヲ定メ公告
シテ株式ノ譲渡ニ因ル名義書換ヲ停止スルコトア
ルヘシ

満
鐵

第二十條 本公司ハ定時總會前三十日ヲ起エサル期
間及毎年十一月二十五日ヨリ十二月十日ニ至ル十
六日間株式ノ名義書替ヲ停止スヘシ

北
樺太石油

第十四條 毎年五月一日ヨリ定時株主總會終了ノ日
マテ及臨時株主總會開催ノ日ニ限り株券ノ名義書
換ヲ停止ス但シ豫メ公告シテ臨時株主總會開催前相当
ノ期間名義書換ヲ停止スルコトアルヘシ

(北樺太鉱業第十五條)

東
拓

第三十六條 本公司ハ定時總會前三十日ヲ起エサル期
間株式ノ譲渡ニ因ル株券ノ名義書換ヲ停止スヘシ

台
震

第十九條 本公司ハ通常株主總會前一箇月以内株券
ノ名義書換ヲ停止ス但シ此ノ場合ニ於テハ予メ其
ノ旨ヲ公告ス
前項ノ規定ハ臨時株主總會ノ場合ニ之ヲ準用ス

鮮
銀

第二十四條 当銀行ハ通常株主總會前一箇月以内株券ノ名義書換ヲ停止ス但シ此場合ニ於テハ豫メ其ノ旨ヲ公告スヘシ

臨時株主總會ノ場合ニハ前項ノ規定ヲ準用スルコトヲ得

興銀

第十七條 当銀行ハ定時株主總會一箇月以内記名株券ノ名義書換ヲ停止ス但此場合ニ於テハ予メ公告スヘシ

(拓銀第十九條)

勸銀

第十三條 当銀行ハ毎年一月十一日及七月十一日ヨリ各其ノ期ノ通常株主總會終結ニ至ル迄株式ノ名義書換ヲ停止ス

当銀行ハ前項ノ外時ニ必要アルトキハ豫メ公告ノ上株式ノ名義書換ヲ停止スルコトヲ得但シ其ノ期間ハ三十日ヲ超エルコトヲ得ズ

日銀 欠一但

第七十三條第一項

株主總會ノ會員タル者ハ会期六十日前ニ於テ十株以上ヲ所有スル者ニ限ルヘシ

横 浜 正 金

第十五條 半期決算ノ際又ハ資本金増減株金拂込等
ノ場合ニ於テハ取締役会ノ見込ヲ以テ公告ノ上ニ
回二十日以内ヲ限り株券ノ名義書換ヲ停止スルコ
トヲ得

定時株主總會開會日

濫 費

第二十五條 本公司ノ定時株主總會ハ毎年三月、臨時
總會ハ必要アル毎ニ總裁之ヲ召集ス
資本ノ十分ノ一以上ニ当ル株主ハ會議ノ目的タル
事項及召集ノ理由ヲ記載シタル書面ヲ提出シ總會
ノ召集ヲ請求スルコトヲ得

日 本 無 償

第二十九條 定時株主總會ハ毎年五月及十一月之ヲ開
ク

漏 鐵

第二十五條 定時總會ハ毎年六月、臨時總會ハ總裁又ハ監事ノ必要ト認ムルトキ及總株數ノ十分ノ一以上ニ當ル株主ヨリ總會ノ目的及招集ノ理由ヲ記載シタル書面ヲ提出シ總會ノ招集ヲ請求シタルトキ總裁之ヲ招集スヘシ但シ株主カ總會ノ招集ヲ請求シタル場合ニ於テハ總裁ハ十四日以内ニ招集ノ手續ヲ為スコトヲ要ス

北 樽 太 石 油

第六條 定時株主總會ハ毎年五月之ヲ招集ス
（北樽太 鈺業 第十七條）

采 拓

第二十七條 定時總會ハ毎年二月及八月ノ両度、臨時總會ハ總裁又ハ監事ノ必要ト認ムルトキ及總株數ノ十分ノ一以上ニ當ル株主ヨリ總會ノ目的及招集ノ理由ヲ記載シタル書面ヲ提出シ總會ノ招集ヲ請求シタルトキハ總裁之ヲ招集スヘシ但シ株主カ總會ノ招集ヲ請求シタル場合ニ於テハ總裁ハ十四日以内ニ招集ノ手續ヲ為スコトヲ要ス

名 産

第三十一條 株主總會ヲ分チテ通常、臨時ノ二種トス
第三十二條 通常株主總會ハ毎年二月、八月ノ両度ニ之ヲ開ク其ノ日時、場所及會議ノ目的タル事項ハ

社長之ヲ定メ少クトモ開会ノ日ヨリ二週間前ニ各株主ニ對シ其ノ通知ヲ發スヘシ

第三十三條 臨時株主總會ハ左ノ場合ニ之ヲ開ク其ノ日時及場所ハ社長之ヲ定メ今議ノ目的タル事項ト共ニ少クトモ開会ノ日ヨリ二週間前ニ各株主ニ對シ其ノ通知ヲ發スヘシ

一 社長ニ於テ必要ト認ムルトキニ、監事ノ全員又ハ資本ノ十分ノ一以上ニ當ル株主ヨリ總會ノ目的タル事項及其ノ招集ノ理由ヲ記載シタル書面ヲ提出シテ其ノ招集ヲ請ハシタルトキ
前項第二號ノ請ハシテ受ケタルトキハ社長ハ二週間以内ニ之ヲ招集ノ手續ヲ為スヘシ
(解銀第三十七條、第三十八條、第三十九條)

興銀

第二十八條 全台電第三十一條

第二十九條 定時株主總會ハ毎年二月、八月、西度ニ之ヲ開ク其日時、場所、總會ノ目的及總會ニ於テ決議ヲ要スル事項ハ少クトモ開会ノ日ヨリ三週間前ニ總裁ヨリ記名株券ヲ所有スル株主ニ通知シ且之ヲ公告スヘシ
定時株主總會ニ於テハ商法第百九十條ニ依リ總裁ヨリ提出シタル書類及監査役ノ報告書ヲ調査シ且利益金ノ配当ヲ決議ス

第三十條 臨時株主總會ハ總裁ニ於テ必要ト認ムルトキ又ハ資本ノ十分ノ一以上ニ當ル株主ヨリ總會ノ目的及其召集ノ理由ヲ記載シタル書面ヲ提出シ

ヲ其召集ヲ請求シタルトキハ之ヲ開クモノトス但
其日時、場所ハ總裁之ヲ定メ總會ノ目的及決議ヲ
要スル事項ト共ニ少クトモ開會ノ日ヨリ三週間前
記名株券ヲ所有スル株主ニ通知シ且之ヲ公告スヘ
シ
監査役ニ於テ必要ト認ムルトキハ臨時株主總會ヲ
召集スヘシ
無記名株券ヲ所持スル者第一項ノ請求ヲ爲サムト
スルトキハ其株券ヲ当銀行ニ供託スルヲ要ス

勸銀

第二十二條 通常株主總會ハ毎年二月及八月之ヲ召集
ス

拓銀

第三十三條 定時株主總會ハ毎年二月、八月ノ兩度ニ
之ヲ開クモノトス但シ總會ノ目的タル事項ハ少ク
トモ二週間前ニ頭取ヨリ之ヲ株主ニ通知スヘシ
第三十四條 臨時株主總會ハ左ノ場合ニ限リ之ヲ開ク
モノトス但シ總會ノ目的タル事項ハ重役會ニ於テ
之ヲ定メ二週間前ニ頭取ヨリ之ヲ各株主ニ通知ス
ヘシ

一 重役會ニ於テ必要ト認ムルトキ
二 資本ノ十分ノ一以上ニ當ル株主ヨリ總會ノ目
的タル事項及其ノ召集ノ理由ヲ記載シタル書
面ヲ提出シテ其ノ召集ヲ請求シタルトキ
頭取ハ前項第二號ノ請求書ヲ受取りタルトキハ並

52

二重役会ヲ開キニ週間以内ニ之ヲ招集ノ手續ヲ為スヘシ

第三十五條 監査役ハ必要アリト認ムルトキハ何時ニテモ臨時株主總會ヲ招集スルコトヲ得

白銀

第七十六條第一項

定式株主總會ハ毎年二月八月第三ノ土曜日ニ於テ開場スヘシ

第七十七條

大藏卿若クハ重役集會ニ於テ必要ナリト思考スルトキハ何時ニテモ臨時株主總會ヲ開クヲ得ヘシ
監事集會ヨリ請求スルカ又ハ株主總會員タル者五

十名以上ヨリ請求アル時ハ何時ニテモ臨時株主總會ヲ開クヲ得ヘシ

横浜正金

第四十七條 株主總會ヲ區別シテニ種トス一ラ定式株

會ト稱シ一ラ臨時總會ト稱ス定式總會ハ毎年三月

九月ノ兩度取締役ノ招集ニ依リ之ヲ開キ臨時總

會ハ取締役又ハ監査役ニ於テ必要ト認ムルトキ又

ハ當銀行資本金ノ十分ノ一以上ニ當ル株主ヨリ請

求シタルトキ取締役又ハ監査役ノ招集ニ依リ之ヲ

開クモノトス

第四十九條 當銀行資本金ノ十分ノ一以上ニ當ル株主ヨリ其目的及招集ノ理由ヲ記載シタル書面ヲ以テ

臨時總會ノ招集ヲ請ルシタルトキハ取締役ハ並ニ
臨時總會招集ノ手續ヲ為スヘシ若シ取締役ニ於テ
右請ル事ヲ受ケ取リタル日ヨリニ週間以内ニ其手
續ヲ為サルトキハ之ヲ請ルセシ株主ハ自ラ他ノ株
主ヲ招集シテ臨時總會ヲ開クコトヲ得

總會ノ議長ノ職務

満電

第二十八條 總會ノ議長ハ總裁之ニ當ル

總裁差支アルトキハ副總裁、副總裁差支アルトキハ
理事中ノ一人之ニ代ハル

日本無電

第三十條 株主總會ノ議長ハ社長之ニ當ル

社長事故アルトキハ常務取締役其ノ職務ヲ行ヒ常務
取締役事故アルトキハ取締役中一人其ノ職務ヲ行フ

満鐵

第二十八條 總會ノ議長ノ職務ハ總裁之ヲ行フ

北樺太石油

第十八條 總會ノ議長ハ社長之ニ任ス社長支障アルトキハ他ノ取締役之ニ任ス

北樺太礦業

第十九條 總會ノ議長ハ取締役會長之ニ任ス取締役會長支障アルトキハ他ノ取締役之ニ代ル議長ハ株主トシテ其議決權ヲ行使スルコトヲ妨ケス

東振

第三十條 總會ノ議長ノ職務ハ總裁之ヲ行フ但シ總裁

役員ノトキ又ハ事故アルトキハ理事中一人其ノ職務ヲ行フ

名電

第三十六條 總會ノ議長ハ社長之ニ當リ社長事故アルトキハ副社長之ニ當リ社長、副社長共ニ事故アルトキハ理事中一人之ニ當ル

興銀

第二十一條 總裁ノ職務権限ハ左ノ如シ
一、總裁ハ一切ノ業務ニ付當銀行ヲ代表ス
二、總裁ハ株券、債券其他銀行ノ權利義務ニ関スル一切ノ文書ニ署名ス

於

三、總裁ハ法律、命令、定款ノ規定及株主總會及重役會ノ決議ニ從ヒ當銀行一切ノ事業ヲ執行ス

四、總裁ハ株主總會又ハ重役會ノ議長タルヘシ
(鮮銀第二十八條)

勸銀

第二十三條 株主總會ノ議長ハ總裁之ニ任ズ但シ總裁事故アルトキハ副總裁、總裁副總裁共ニ事故アルトキハ總裁ノ指定シタル理事之ニ任ズ

拓銀

第四十條 株主總會ノ議長ハ頭取之ニ任ズ但シ監査

役ノ招募シタルニ又ハ株主ノ請求ニ依リ招募シタル株主總會ノ議長ハ株主中ヨリ之ヲ選任スルコトヲ得

日銀

第五十四條第一項

總裁ハ重役集會銀行總會及ヒ株主總會ノ議長タルヘシ

第五十六條

總裁事故アル時ハ副總裁代理スヘシ

橫濱正金

第三十九條 頭取ハ橫濱正金銀行條例、定款、内規

56

及取締役會又ハ株主總會ノ決議ニ從ヒ省銀行ヲ代
表シ營業上一切ノ事務ヲ知分シ且左ノ諸件ヲ行フ
權アルモノトス

第一 略

第二 株主總會ニ於テ會長トナル事

以下略

議長ノ株主権

満電

第三十二條 總會ノ議長ハ株主トシテ其ノ議決權ヲ
行使スルコトヲ妨ゲズ
(満鉄第三十條、東拓第三十三條)

日本無電 欠

北樺太石油 欠

北樺太鑛業 欠

台電 欠

興銀 欠

勸銀 欠

拓銀 欠

日銀 欠

横濱正金 欠

議決権ノ委任

滿電

第三十一條 株主ハ他ノ株主ニ委任シテ其ノ議決権ヲ行フコトヲ得此ノ場合ニ於テハ本會社ニ委任状ヲ差込スベシ

日本無電

第三十一條 株主ハ本會社ノ他ノ株主ヲ代理人トシテ其ノ議決権ヲ行フコトヲ得

滿鐵

第二十九條 株主ハ本會社ノ株主ニ限り代理ヲ委託

58

スルコトヲ得但シ其ノ委任状ハ本會社ニ差出スヘシ

北洋石油

第十七條 株主カ代理人ヲ以テ議決権ヲ行使セントスルトキハ其代理人ハ本會社ノ株主タルコトヲ要ス

北樺太鑛業

第十八條 株主ハ代理人ヲ以テ議決権ヲ行使スルコトヲ得但シ其代理人ハ本會社ノ株主タル事ヲ要ス

東振

第三十二條 株主ハ其ノ議決権ノ行使ヲ他ノ出席株主ニ委任スルコトヲ得但シ其ノ委任状ハ本會社ニ差出スヘシ

名電

第三十四條 株主カ代理人ヲ以テ議決権ヲ行ハムトスルトキハ本會社ノ株主ニ限り代理セシムルコトヲ得但シ法定代理人ハ此ノ限りニ在ラス

興銀

第三十二條 株主ハ代理人ヲシテ總會ニ出席シ議決権ヲ行ハシムルコトヲ得但シ其代理人ハ法定代理人又ハ當銀行ノ株主タル者ニ限ル

當銀行ノ重役及使用人ハ法定代理人タル場合ノ外
如何ナル場合ニ於テモ代理人タルコトヲ得ズ
第三十三條 株主ノ代理人トナリ株主總會ニ出席シ
議決權ヲ行ハムトスル者ハ其權限ヲ証明スルコト
ヲ要ス

日銀

第三十三條第二項以下

會員欠席スルトキハ他ノ會員タルヘキ者ニ代理ヲ付
託スルヲ得可シ
會社組合又ハ銀行等ニシテ此銀行ノ株主タル者ハ其
社員一名ヲ以テ代理セシムルヲ得ヘシ
株主中婦女並癩癪白痴及ヒ下年未滿ノ男子ハ其後見

人若クハ他ノ會員タルヘキ者ノヲ以テ代理セシムヘ
シ
前三項ニ定ナチル代理人タル者ハ必ス委任狀其他ノ
書籍ヲ持参スルモノトス

横濱正金

第五十六條 凡テ總會ニ於テハ株主自ラ出席シ又ハ
代人ヲシテ出席セシムルコトヲ得
但シ其代人ハ議決權ヲ有スル株主ニシテ本人ノ委
任狀ヲ有スル者ニ限ルヘシ

勸銀

欠

鮮銀

振銀

欠

欠

決議録ノ作成

滿電

第三十五條 總會議事ノ要領ハ之ヲ議事録ニ記載シ
議長及議長ノ指名シタル出席株主ニ名以上之ニ記
名捺印スヘシ

日本無電

第三十二條 株主總會ノ議事及決議ハ議事録ニ記載
シ議長及議長ノ指名シタル出席株主^主貳名以上之ニ署
名捺印スヘシ

滿鐵

第三十三條 總會ノ議事ノ要領ハ總會議事録ニ記載
シ議長ハ總會ニ出席シタル重役ト共ニ署名捺印ス
ヘシ

北樺太石油

第二十條 總會ノ議事ハ其要領ヲ決議録ニ記載シ議
長及出席ノ監查役之ニ記名捺印シテ保存ス

北樺太鑛業

第二十一條 總會ノ議事ハ其要領ヲ決議録ニ記載シ
議長及監查役壹名以上記名捺印シテ之ヲ本會社ニ
保存ス

東拓

第三十五條 總會議事ノ要領ハ總會決議録ニ記載シ
議長ハ總會ニ出席シタル重役ト共ニ記名捺印スヘ
シ

名電

第三十七條 株主總會ニ於テ決議シタル事項ハ之ヲ
決議録ニ記載シ出席シタル社長、副社長、理事及
監事之ニ記名捺印スヘシ

興銀

第三十六條 株主總會ニ於テ議決シタル事項ハ之ヲ
決議録ニ記載シ總裁、副總裁、理事及監查役之ニ
記

明鮮不本原

署名スヘシ

勸銀

第二十五條 株主總會ニ於テ決議シタル事項ハ之ヲ
決議録ニ記載シ總裁、副總裁、理事及監査役之ニ
記名捺印スベシ
(鮮銀第三十六條)

拓銀

第四十一條 株主總會ニ於テ決議シタル事項ハ之ヲ
決議録ニ記載シ議長及監査役之ニ署名捺印スヘシ

日銀

第八十條第二項

幹事ハ總裁副總裁理事ト共ニ當日會場ノ議事録ニ
署名捺印スヘシ

横濱正金

第六十四條 總會ノ決議ハ之ヲ株主總會決議録ニ登
記シ會長之ニ記名捺印スヘシ

役員ノ員数

満電

第三十七條

本會社ニ取締役五名及監査役三名ヲ置

ク

取締役及監査役ハ日滿兩國ノ何レカ一方ノ國民ト
ルコトヲ要ス

取締役及監査役定員合計数中兩國國民ノ割合ハ取
締役及監査役全員ノ選任ノ際ニ於ケル其ノ所屬國
ノ政府、公共団体、國民及法人ノ有スル株数ノ比
例ヲ基準トシテ之ヲ定ム但シ一方ノ國民ノ取締役
及監査役合計数ハ他方ノ國民ノ取締役及監査役合
計数ノ三分ノ一ヲ下ラザルモノトス

日本無電

第二十條

本會社ニ左ノ役員ヲ置ク

取締役

拾名以内

監査役

叁名以内

滿鐵

第三十五條

本會社ノ重役ハ左ノ如シ

總裁

一人

副總裁

一人

理事

四人以上

監事

三人乃至五人

北樺太石油

第二十一條

取締役十名以内監査役五名以内ヲ置ク

取締役及監査役ハ本會社株式貳百株以上ノ所有者ヨリ株主總會ニ於テ之ヲ選任ス

北樺太礦業

第二十二條

本會社ニ取締役七名以内監査役叁名以

内ヲ置ク

取締役及監査役ハ本會社株式貳百株以上ヲ有スル株主中ヨリ株主總會ニ於テ之ヲ選任ス

東板

第三十七條

本會社ニ總裁一人、理事三人以上、監

事二人以上ヲ置ク

台電

第二十一條 本會社ニ社長、副社長各一人理事二人以上監事二人以上ヲ置ク

興銀

第十八條 當銀行ハ總裁一人副總裁一人理事三人以上監查役三人以上ヲ置ク

勸銀

第十六條 當銀行ノ重役及其ノ職務權限ハ日本勸業銀行法ノ定ムル所ニ依ル

第十八條第一項 理事及監查役ノ定員ハ株主總會ニ於テ之ヲ定ム

鮮銀

第二十五條 當銀行ニ總裁、副總裁各一人理事三人以上監事二人以上ヲ置ク

拓銀

第二十一條 當銀行ニ取締役四人監查役三人ヲ置ク

日銀

第四十一條

日本銀行ハ總裁一人副總裁一人理事四人ヲ以テ事務

原本不鮮明

ヲ總理スル者ト又而シテ總裁副總裁理事ノ集會ヲ名
ケテ重役集會ト言フ
此銀行ノ事務監督ノ為ニ監事三人乃至五人ヲ置キ其
集會ヲ名ケテ監事集會ト言フ
又割引手形審査ノ為ニ割引委員ヲ置クヘシ

横濱正金

第二十四條第一項 當銀行ノ取締役ハ五人以上監査
役ハ四人以下トシ共ニ毎年三月ノ株主定式總會ニ
於テ其人員ヲ定メ當銀行ノ株式五拾株以上ヲ所有
スル株主中ヨリ選舉シ取締役ハ大藏大臣ノ認可ヲ
得テ就任スルモノトス其ノ任期ハ取締役監査役共
ニ各一年トシ滿期ニ至リ復選セラルコトヲ得

役員ノ資格

滿電

第三十八條 取締役及監査役ハ十株以上ヲ所有スル
株主中ヨリ株主總會ニ於テ之ヲ選任ス
取締役及監査役ノ選任及解任ノ決議ハ日滿兩國政
府ノ認可ヲ受ケタルトキ其ノ效力ヲ生ズルモノト
ス

日本無電

第二十一條 取締役及監査役ハ株主總會ニ於テ各百
株以上ヲ所有スル株主中ヨリ之ヲ選任ス
取締役及監査役ノ選任及解任ノ決議ハ逓信大臣

認可ヲ受クルニ非サレハ其ノ效力ヲ生セサルモノトス

滿鐵

第三十六條 總裁副總裁ノ任期ハ五箇年トシ新裁ヲ經テ政府之ヲ任命スルモノトス
理事ハ其ノ任期ヲ四箇年トシ百株以上ヲ有スル株主中ヨリ政府之ヲ任命スルモノトス
監事ハ其ノ任期ヲ三箇年トシ株主中ヨリ株主總會ニ於テ之ヲ選任スルモノトス

北樺太石油

第二十一條 取締役十名以内監査役五名以内ヲ置ク
取締役及監査役ハ本會社株式貳百株以上ノ所有者ヨリ株主總會ニ於テ之ヲ選任ス

北樺太礦業

第二十二條 本會社ニ取締役七名以内監査役三名以内ヲ置ク
取締役及監査役ハ本會社株式貳百株以上ヲ有スル株主中ヨリ株主總會ニ於テ之ヲ選任ス

東拓

第三十九條 總裁ハ政府之ヲ命シ其ノ任期ヲ五年トス
理事ハ五十株以上ヲ所有スル株主中ヨリ株主總會

ニ於テ二倍ノ候補者ヲ選舉シ政府其ノ中ヨリ之ヲ
命シ其ノ任期ヲ四年トス
監事ハ三十株以上ヲ所有スル株主中ヨリ株主總會
ニ於テ之ヲ選任シ其ノ任期ヲ二年トス

臺灣

第二十三條 理事ハ本會社ノ株式百株以上ヲ有スル
者ノ中ヨリ株主總會ニ於テ其ノ定數ノ二倍ノ候
補者ヲ選舉シタル者ノニ付台灣總督之ヲ命スル者
ノトス

第二十四條 監事ハ本會社ノ株式三十株以上ヲ有ス
ル者ノ中ヨリ株主總會之ヲ選任ス

興銀

第十九條 總裁及副總裁ハ其任期ヲ五箇年トシ二百
株以上ヲ所有スル株主中ヨリ政府之ヲ任命ス
理事ハ其任期ヲ三箇年トシ百株以上ヲ所有スル株
主中ヨリ政府之ヲ任命ス
監査役ハ其任期ヲ二箇年トシ六十株以上ヲ所有ス
ル株主中ヨリ株主總會ニ於テ之ヲ選舉ス
理事又ハ監査役ニ缺員アルトキハ株主總會ヲ召集
シ補缺選舉ヲ行フヘシ

勸銀

第十九條 重役ノ有スベキ株式ノ員數ハ日本勸業銀
行法ノ定ムル所ニ依ル

69

鮮銀

第二十六條 總裁及副總裁ハ其ノ任期ヲ五年トシ政

府之ヲ命スルモノトス

理事ハ其ノ任期ヲ三年トシ百株以上ヲ所有スル株

主中ヨリ株主總會ニ於テ二倍ノ候補者ヲ選舉シ大

藏大臣其中ヨリ之ヲ命スルモノトス

監事ハ其ノ任期ヲ二年トシ五十株以上ヲ所有スル

株主中ヨリ株主總會ニ於テ之ヲ選舉ス

理事又ハ監事ニ欠員アルトキハ株主總會ヲ招集シ

補缺選舉ヲ行フヘシ但シ大藏大臣ノ認可ヲ受ケテ

ルトキハ補欠選舉ハ次ノ株主總會迄之ヲ延期スル

拓銀

第二十一條 取締役ハ株主總會ニ於テ五十株以上ヲ

所有スル株主中ヨリ之ヲ選舉スルモノトス其任期

ハ二箇年トシ滿期ニ至リ再選スルコトヲ得

頭取ハ取締役之ヲ互選ス

取締役ハ業務ノ都合ニ依リ副頭取一人ヲ互選スル

コトヲ得

第二十二條 監査役ハ株主總會ニ於テ五十株以上ヲ

所有スル株主中ヨリ之ヲ選舉スルモノトス其ノ任

期ハ二箇年トシ滿期ニ至リ再選スルコトヲ得

日銀

第四十二條

總裁ハ勅任副總裁ハ奏任トシ共ニ任期五年トス但シ

満期後幾回ニテモ任命スルヲ得ヘシ尤任期中ハ他ノ
官職ヲ兼任スルヲ得ヌ

第五十一條

理事ハ百株以上監事ハ四十株以上ヲ所有スルニアラ
サレハ此撰ニ當ルヲ得ヌ

横濱正金

第二十四條第一項當銀行ノ取締役ハ五人以上監査役

ハ四人以下トシ共ニ毎年三月ノ株主定式總會ニ於
テ其人員ヲ定メ當銀行ノ株式五拾株以上ヲ所有ス
ル株主中ヨリ選舉シ取締役ハ大藏大臣ノ認可ヲ得
テ就任スルモノトス其任期ハ取締役監査役共ニ各
一年トシ満期ニ至リ復選セラルルストヲ得

取締役ノ供託義務

満電

第三十九條 取締役在任中ハ其ノ所有スル本會社ノ

株式十株ヲ監査役ニ供託スベシ

前項ニ依リ供託シタル株式ハ當該取締役退任ノ際

ニ於ケル營業年度ニ關スル總會ハ其ノ決算ヲ承認

シタル後ニ非ハレバ之ヲ還付セズ

日本無電

第二十二條 取締役在任中ハ其所有ノ株式壹百株ヲ

監査役ニ供託スヘシ但シ其ノ株式ハ退任スルモ株

主總會ニ於テ其ノ在任中取扱ヒタル事務ノ承認

74P

リタル後ニ非サレハ之ヲ還付ス

滿鐵

第三十八條 理事ハ其ノ在任中所有ノ株式百株ヲ監
事ニ預ケ置クヘシ但シ其ノ株式ハ退任スルニ終會
ニ於テ其ノ在任中取扱ヒタル事務ノ承認ヲ受ル後
ニ非サレハ之ヲ還付ス
(東拓第四十一條)

北樺太石油

第二十六條 取締役ハ其所有ニ係ル本會社株式貳百
株ヲ監査役ニ供託スヘシ
(北樺太鑛業第二拾九條)

滿鐵

台電

第二十五條 理事ハ各其ノ所有ニ係ル本會社ノ株式
百株ヲ在任中監事ニ供託スルコトヲ要ス
前項ノ株式ハ本人退職スト雖其ノ期ニ屬スル決
算報告力株主總會ノ承認ヲ經タル後ニ非サレハ之
ヲ受戻スコトヲ得ス
(鮮銀第二十七條)

興銀

第二十條 總裁及副總裁、其所有ニ係ル當銀行ノ株式ニ百株ヲ理事ハ右百株ヲ在任中監査役ニ供託ス
ルコトヲ要ス

前項ノ株式ハ本人退職スト雖モ商法第百九十九條ニ掲ケタル書類ヲ株主總會ニ提出シ其承認ヲ得タル後ニアラサレハ之ヲ受ケ戻スコトヲ得ス

拓銀

第二十四條 取締役ハ其所有ニ依ル當銀行ノ株式各

百株ヲ在任中監査役ニ供託スハシ

前項ノ株式ハ本人退職スト雖商法第百九十三條ノ規定ニ從ヒ定時總會ノ承認ヲ經ルニアラサレハ之ヲ返還ヲ求ムルコトヲ得ス

日銀

第五十一條

理事ハ百株以上監事ハ四十株以上ヲ所有スルニアラサレハ此様ニ當ルヲ得ス

此株式ハ理事監事ハ務取扱ノ保証金トシテ銀行ニ預ケ置クハシ本人退職スト雖モ其年度ノ實際報告ヲ監事集會ノ可決シタル後ニ非サレハ其株式ヲ受戻スルヲ得ス

横濱正金

第二十四條 取締役ハ其在任中身元保証ノ為

ト各其所有ノ當銀行株式五拾株ヲ監査役ニ供託ス
ハシ監査役ハ取締役退任後六ヶ月ヲ經サレハ之ヲ得

返付スヘカラス

勸銀

第二十條 總裁、副總裁及理事ハ其ノ在任中各日本勸業銀行法ニ依リ有スベキ最底員數ノ株券ヲ監査役ニ供託スルコトヲ要ス
前項ノ株券ハ本人退職又ハ死亡シタル場合ト雖商法第百九十三條ノ規定ニ依リ其ノ責任ヲ解除セラレタル後ニ非ヤレバ之ヲ還付セズ

役員ノ任期

満電

第四十條 取締役ノ任期ハ三年、監査役ノ任期ハ二年トス但シ任期中ノ最終ノ配當期ニ関スル定時總會ノ終結以前ニ任期満了スルトキハ其ノ終結ニ至ル迄之ヲ伸長ス
補缺ニ依リテ就任シタル取締役及監査役ノ任期ハ其前任者ノ残任期間トス

日本無電

第二十五條 取締役ノ任期ハ就任後第一次、監査役ノ任期ハ就任後第四回ノ定時株主總會終結ノ時

247

以テ終了ス但シ取締役ノ一部又ハ監査役ノ一部ノ
ミ選任スルトヤハ其ノ任期ハ他ノ在任取締役又
ハ監査役ノ任任期ニ同シ

滿鐵

第三十六條 總裁副總裁ノ任期ハ五箇年トシ勅裁ヲ
經テ政府之ヲ任命スルモノトス
理事ハ其ノ任期ヲ四箇年トシ百株以上ヲ有スル株
主中ヨリ政府之ヲ任命スルモノトス
監事ハ其ノ任期ヲ三箇年トシ株主中ヨリ株主總會
ニ於テ之ヲ選任スルモノトス

北樺太石油

第二十三條 取締役及監査役ノ任期ハ就任後第一回
ノ定期株主總會終結ノトキヲ以テ終了ス補缺ニ因
リ選任セラレタル取締役又ハ監査役ノ任期ハ前任
者ノ任任期ニ依ル

(北樺太礦業第一拾五條)

東拓

第三十九條 總裁ハ政府之ヲ命シ其ノ任期ヲ五年ト
ス
理事ハ五十株以上ヲ所有スル株主中ヨリ株主總會
ニ於テ二倍ノ候補者ヲ選舉シ政府其の中ヨリ之ヲ命
シ其ノ任期ヲ四年トス
監事ハ三十株以上ヲ所有スル株主中ヨリ株主總會ニ於
テ之ヲ選任シ其ノ任期ヲ二年トス

興銀

第十九條 總裁及副總裁ハ其任期ヲ五箇年トシ二百株以上ヲ所有スル株主中ヨリ政府之ヲ任命ス
理事ハ其任期ヲ三箇年トシ百株以上ヲ所有スル株主中ヨリ株主總會ニ於テ二倍ノ候補者ヲ選舉シ政府其中ヨリ之ヲ任命ス
監査役ハ其任期ヲ二箇年トシ六十株以上ヲ所有スル株主中ヨリ株主總會ニ於テ之ヲ選舉ス
理事又ハ監査役ニ缺員アルトキハ株主總會ヲ召集シ補款選舉ヲ行フヘシ

勸銀

第十六條 當銀行ノ重役及其ノ職務權限ハ日本勸業

銀行法ノ定ムル所ニ依ル

鮮銀

第二十六條 總裁及副總裁ハ其ノ任期ヲ五年トシ政府之ヲ命スルモノトス
理事ハ其ノ任期ヲ三年トシ百株以上ヲ所有スル株主中ヨリ株主總會ニ於テ二倍ノ候補者ヲ選舉シ大藏大臣其ノ中ヨリ之ヲ命スルモノトス
監事ハ其ノ任期ヲ二年トシ五十株以上ヲ所有スル株主中ヨリ株主總會ニ於テ之ヲ選舉ス

拓銀

第二十一條 第一項 取締役ハ株主總會ニ於テ百株以

上ヲ所有スル株主中ヨリ之ヲ選舉スルモノトス其
ノ任期ハ三箇年トシ滿期ニ至リ再選スルコトヲ得
第二十二條 監査役ハ株主總會ニ於テ五十株以上ヲ
所有スル株主中ヨリ之ヲ選舉スルモノトス其任期ハ
二箇年トシ滿期ニ至リ再選スルコトヲ得

日銀

第四十二條

總裁ハ初任副總裁ハ委任トシ共ニ任期五年トス但シ
滿期後續回ニテモ任命スルヲ得ヘシ尤任期中ハ他ノ
庶職ヲ兼任スルヲ得ス

第四十五條 第一項及第二項

理事ハ任期四年トシ株主總會ニ於テ被選者ニ倍ノ候

補ヲ授學ニ大藏卿其内ヨリ命任スル者トス但創立第
一回ハ五年ノ任期ヲ以テ大藏卿ヨリ特命ス可シ若任
期内ニ於テ缺員アルキハ大藏卿ヨリ補缺員ヲ命シテ
其後期丈ケテ勤ナシムヘシ
理事ハ滿期後續回ニテモ撰任スラルハヲ得ベシ

第四十七條

毎年一月一日ニ於テ理事一名ヲ更代セシムヘシ但更
代ノ順序ハ明治二十一年八月 株主總會ニ於テ抽籤
ヲ以テ之ヲ定メ其ノ翌年ヨリ此順序ヲ遂テ毎年更
代スルモノトス
死去或ハ不時ノ退職者アリテ其補缺ニ選任セラレタ
ル者ハ前任者ノ任期丈ケテ勤ムルモノトス

第五十條

監事ハ任期三年トシ株主總會ニ於テ選舉スル者トス
但滿期後幾回ニテモ選任スルヲ得ヘシ
滿期ノ監事ハ毎年二月ノ株主總會ヲ畢リテ更代スヘ
シ
死去又ハ不將ノ退職者アリテ其補缺ニ推舉セラレタ
ル者ハ前任者ノ殘期丈ヲ勤ムルモトス

橫濱正金

第二十四條第一項 當銀行ノ取締役ハ五人以上監查
役ハ四人以下トシ共ニ毎年三月ノ株主定式總會ニ
於テ其人員ヲ定メ當銀行ノ株式五拾株以上ヲ所有
スル株主中ヨリ推舉シ取締役ハ大藏大臣ノ認可ヲ
得テ就任スルモトス其任期ハ取締役監查役共ニ

各一年トシ滿期ニ至リ復選セラレモトス
第二十五條 取締役又ハ監查役ハ其任期ヲ經過スル
モ新取締役又ハ新監查役ノ就任スル迄其職務ヲ繼
續スルモトス

台電

欠

補選選舉ニ關スル特例

滿電

第四十一條 取締役及監査役ニ欠員ヲ生ジタルトキハ補選選舉ヲ行フ但シ取締役及監査役ノ欠員各ニ各ヲ超エザルトキハ次回ノ改選期迄之ヲ延期スルコトヲ得
補選選舉ニ於テ選出セラレバキ取締役及監査役ハ其ノ前任者ノ所屬國ノ國民タルベキトス

日本急電

第二十六條 取締役又ハ監査役ニ欠員ヲ生ジタルトキハ臨時株主總會ヲ開キ補選選舉ヲ行フ但シ法定

ノ員數ヲ欠カサル限リハ次回ノ改選期迄之ヲ延期
スルコトヲ得

満鐵

第三十九條 監事申缺員ヲ生シタルトキ臨時株主總
會ヲ開キ補缺選舉ヲ行ヒ前任者ノ發任期間其ノ職
ニ就カシム但シ二人以下ニ減リタル場合ノ外ハ補
缺選舉ハ次ノ總會迄之ヲ延期スルコトヲ得

北樺太石油

第二十五條 取締役又ハ監查役ニ缺員ヲ生シタル場
合ト雖モ法定數ヲ欠カス且業務ニ支障ナキトキハ
補缺選舉ヲ行ハサルコトアルヘシ

(北樺太礦業法貳拾四條)

勸銀

第十八條第二項

理事又ハ監查役ニ缺員ヲ生ズルモ現任者ガ法定ノ
最少員數ヲ欠カサルトキハ次ノ株主總會迄其ノ補
缺選舉ヲ行ハサルコトヲ得

群銀

第二十六條第四項

理事又ハ監事ニ缺員アルトキハ株主總會ヲ召集シ
補缺選舉ヲ行フヘシ但シ大藏大臣ノ認可ヲ受ケテ
ルトキハ補缺選舉ハ次ノ株主總會迄之ヲ延期ス

80N

コトヲ得

日銀

第五十條第二項

漸期ノ監事ハ毎年二月ノ株主總會ヲ畢リテ更代スヘシ

横濱正金

第二十七條 但書

但シ取締役又ハ監査役ニ役員アルニ其數取締役ニ在テハ五人監査役ニ在テハ一人在任シ其事務ニ差支オシト認ムルトキハ補缺選舉ヲ行フコトヲ要ス

東振 欠

名電 欠

興銀 欠

振銀 欠

社長、副社長、其ノ他ノ役員
及重役會

滿電

第四十二條 取締役ハ總裁一名、副總裁一名及理事三名ヲ監査役ハ監事一名ヲ互選ス

第四十三條 總裁ハ本會社ヲ代表シ取締役會ノ議長トナリ且會社一切ノ業務ヲ總理ス

總裁差支ヘアルトキハ副總裁、副總裁差支ヘアルトキハ理事中ノ一人其ノ職務ヲ行フ

第四十四條 副總裁ハ總裁ヲ輔佐シ會社ノ經營ニ參與ス

理事ハ總裁ヲ輔佐シ會社ノ業務ヲ分掌ス監事ハ常

明鮮不本原

時會社ノ業務ヲ監査スルモノトス

第四十五條 取締役會ハ取締役ヲ以テ組織シ重要ナ

ル社務ヲ決議ス

取締役會ハ總裁之ヲ招集シ其ノ議事ハ出席者ノ過
半数ヲ以テ之ヲ決シ可非同數ナルトキ議長之ヲ決
ス

日本無電

第二十三條 取締役中ヨリ社長壹名、常務取締役貳

名ヲ互選シ遞信大臣ノ認可ヲ受クルモノトス

第二十四條 社長ハ本會社ヲ代表シ取締役會ノ議長

トナリ會社一切ノ業務ヲ總理ス

常務取締役ハ社長ヲ補佐シテ會社ノ業務ヲ掌理シ
社長事故アルトキハ之ヲ代理ス

第二十八條 取締役會ハ取締役ヲ以テ組織シ本會社

事務中事体ノ重大ナルモノヲ議決スルモノトス

取締役會ハ社長之ヲ招集シ議事ハ出席取締役ノ過
半数ヲ以テ決ス可非同數ナルトキハ議長之ヲ決ス

滿鐵

第四十條 總裁ハ會社ヲ代表シ其ノ業務ヲ總理スル

モノトス

副總裁ハ總裁事故アルトキ其ノ職務ヲ代理シ總裁

缺員ノトキ其ノ職務ヲ行フモノトス

總裁及副總裁事故アルトキハ政府ハ理事ノ一人ヲ

シテ總裁ノ職務ヲ代理セシムルモノトス
副總裁及理事ハ總裁ヲ補助シ會社業務ヲ分掌スル
モノトス

北樺太石油
監事ハ會社ノ業務ヲ監査スルモノトス

第二十二條 取締役ハ互選ヲ以テ社長壹名ヲ置キ且
專務取締役並常務取締役若干名ヲ置クコトヲ得

第二十四條 取締役會ノ議事ハ出席取締役ノ過半数
ヲ以テ之ヲ決シ可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス
第十八條ノ規定ハ之ヲ取締役會ニ準用ス

北樺太礦業

第二十五條 取締役ハ互選ヲ以テ取締役會長壹名ヲ
置キ且常務取締役若干名ヲ置クコトヲ得

第二十六條 取締役會長及常務取締役ハ本會社ヲ代
表ス

第二十七條 取締役ハ取締役會ヲ組織シ業務ノ執行
ハ其決議ニ依ル取締役會ノ議事ハ出席取締役ノ過
半数ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナル時ハ議長之ヲ決
ス
第二十九條ノ規定ハ之ヲ取締役會ニ準用ス

東振

第三十八條 總裁ハ會社ヲ代表シ其ノ業務ヲ總理ス
總裁ノ事故アルトキハ理事中一人其ノ職務ヲ代理シ
總裁領員ノトキ其ノ職務ヲ行フ
理事ハ總裁ヲ補助シ會社ノ業務ヲ分掌ス

監事ハ會社ノ業務ヲ監査ス

台電

第二十一條 社長ハ會社ヲ代表シ其ノ業務ヲ總理ス
社長事故アルトキハ副社長其ノ職務ヲ代理シ社長
職員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ

第二十八條 重役會ハ社長、副社長及理事ヲ以テ之ヲ
組織シ本會社ノ重要ナル業務ヲ議決ス

第二十九條 重役會ハ社長之ヲ召集ス

重役會ハ會員半數以上出席スルニ非サレハ之ヲ開
クコトヲ得ス

但シ會員中疾病、旅行其他ノ事故アリテ定數ニ充タ
サル場合ニ於テ其ノ急施ヲ要スルモノアルトキハ

決議シ次回ノ重役會ニ其ノ旨報告スルベ
シ議事ハ過半數ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議
長之ヲ決ス

第三十條 重役會ニ於テ決議シタル事項ハ決議録ニ
記載シ出席員記名捺印スヘシ

興銀

第二十一條 總裁ノ職務権限ハ左ノ如シ

一、總裁ハ一切ノ業務ニ付當銀行ヲ代表ス

二、總裁ハ株券、債券其他ノ當銀行ノ權利義務ニ關
スル一切ノ文書ニ署名ス

三、總裁ハ法律命令、定款ノ規定及株主總會及重役
會ノ決議ニ從ヒ當銀行一切ノ事業ヲ執行ス

四、總裁ハ株主總會又ハ重役會ノ議長ヲルヘシ
 第二十二條 副總裁及理事ハ總裁ヲ補助シ總裁ノ命
 ヲ受ケテ當銀行ノ業務ヲ介掌シ又ハ之ニ參與ス
 第二十三條 監査役ハ當銀行ノ業務ヲ監査ス
 第二十五條 重役會ハ當銀行ノ内規其他重要ナル業
 務ヲ議決ス
 重役會ハ總裁副總裁及理事ヲ以テ之ヲ組織ス
 第二十六條 重役會ハ必要ナル場合ニ總裁之ヲ召集
 ス
 重役會ハ會員半数以上出席スルニアラサレハ之ヲ
 開クストヲ得ス但シ會員中疾病、旅行其他事故アリ
 テ定數ニ充タサルニ其事ノ急施ヲ要スルトキハ出
 席會員ニ於テ之ヲ議決シ次回ノ重役會ニ其旨ヲ報
 告スヘシ

議事ハ多數ヲ以テ決ス可否回数ナルトキハ議長之
 ヲ決ス

第二十七條 重役會ニ於テ議決シタル事項ハ決議録
 ニ記載シ出席員之ニ署名スヘシ

勸銀

第十六條 當銀行ノ重役及其ノ職務權限ハ日本勸業
 銀行法ノ定ムル所ニ依ル

第十七條 副總裁及理事ハ總裁ノ定ムル所ニ從ヒ當
 銀行ノ業務ヲ介掌シ又ハ之ニ參與ス地方顧問ハ總
 裁ノ諮問ニ應ジ當該府縣内ニ於ケル當銀行ノ業務
 ニ付意見ヲ開陳ス

鮮銀

第二十八條 全興銀第二十一條

第三十條 左、第二十二條

第三十一條 左、第二十三條

第三十三條 重役會ハ總裁、副總裁及理事ヲ以テ之

ヲ組織ス

第三十四條 重役會ハ當銀行ノ重要ナル業務ヲ議決

ス

第三十五條 重役會ハ必要ナル場合ニ於テ總裁之ヲ

召集ス

重役會ハ會員半数以上出席スルニ非サレハ之ヲ開

クコトヲ得ス但シ會員中疾病、旅行其ノ他事故アリ

テ定數ニ充テザルモ其ノ事ノ急施ヲ要スルトキハ

出席員ニ於テ之ヲ議決シ次回ノ重役會ニ其ノ旨ヲ
報告スヘシ
議事ハ多數ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長之
ヲ決ス
第三十六條 重役會ニ於テ決議シタル事項ハ決議錄
ニ記載シ出席員之ニ記名捺印スヘシ

振銀

第二十一條第二項及第三項

頭取ハ取締役之ヲ互選ス

取締役ハ業務ノ都合ニ依リ副頭取一人ヲ互選スル

コトヲ得

第二十五條 頭取ハ株主總會又ハ重役會ノ決議ニ從

從

此省銀行一切ノ事務ヲ執行ス
 第二十八條 重役會ハ取締役ヲ以テ之ヲ組織ス
 第二十九條 重役會ハ頭取ニ於テ必要ト認ムル場合
 ニ之ヲ招集シ頭取之カ議長トナル
 議事ハ多数ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長之
 ヲ決ス
 第三十條 監査役ハ重役會ニ出席シテ意見ヲ陳述ス
 ルコトヲ得但シ可否ノ數ニ加ハルコトヲ得ス
 第三十一條 重役會ハ省銀行ノ營業上ニ必要ナル諸
 規則及重要ノ業務ヲ議決ス

日銀

第五十四條

總裁ハ重役集合銀行總會及此株主總會ノ議長タルヘ
 シ
 總裁ハ此等ノ會議ニ於テ決議セシ事件ヲ施行スルニ
 一トス
 總裁ハ重役集會ニ於テ諸勘定ヲ整理セシテ之ヲ株主
 總會ニ付スヘシ
 總裁ハ銀行全般ノ事業ニ注目シ條例定款及内規等ノ
 諸則ヲ恪守セシムヘシ
 銀行營業ニ關スル訴訟ハ總裁ノ名ヲ以テ之ヲ爲スヘ
 シ
 總裁ハ重役集會ノ決議ヲ以テ約定書和解書其他一般
 ノ書類ニ署名捺印ス可シ
 日帯細事ニ關スル書類ヲ除クノ外營業上ノ證文其他

ノ書類ニハ必ス文書局長ノ副印ヲ要スル者トス

第五十五條第一項

總裁ハ重役集會ニ於テ決議セシ事件ヲ不當ナリト認
ムル時ハ速ニ銀行總會ヲ開キ其意見ヲ諮詢スルヲ得
ヘシ

第五十六條

總裁事故アルトキハ副總裁代理スヘシ

第五十八條

重役集會ハ銀行諸般ノ事務ヲ決議スルモノトス但他
ノ集會ニ於テ決議スヘキノ成規アルモノハ此ノ限ニ
在ラス此集會ハ平形割引ノ都合政府發行ノ手形ヲ割
引スル金額公債証券等ニ対シ貸與スル金額及ヒ公債
証券買入ニ充ル金額等ヲ定ムヘシ但此等ノ事件ハ監

事集會ノ承諾ヲ經テ施行スル者トス

此集會ハ各局役員一般ノ進退黜陟ヲ議シ其給料身元
金等ノ額ヲ定ムヘシ

支店出張所ノ役員中ニ於テ証券類ニ銀行ノ名義ヲ以
テ署名捺印セシナル者ハ重役集會ニ於テ之ヲ撰ミ委
任状ヲ與フルモノトス

重役集會ハ約定並ニ和解等ノ條件ヲ決議スルヲ得
ト雖モ監事ノ承諾セサル事件ハ實行スルヲ許サス
此集會ニ於テハ株主總會ニ差出ス可キ一年間營業ノ
報告ヲ整理スヘシ

第五十九條

重役集會ハ半数以上出席ナキ時ハ決議スルヲ得ス
此集會ノ議事ハ多数ヲ以テ決スル者トス若シ可否相

半スル時ハ議長之ヲ決スヘシ

第六十條

重役集會ニ於テハ議事録ヲ作り其決議ノ旨越茲事務ノ要領ヲ記載シ出席員及文書局長之ニ署名捺印スヘシ

第六十一條

監事ハ銀行諸般ノ業務ヲ監視シ且諸帳簿類ヲ検査スル者トス

監事ハ實際報告損益勘定及經費豫算等ヲ調査シ正當ナリト認ムル時ハ之ヲ承認スヘシ但此報告豫算等ハ

重役集會ニ於テ調整回付スル者トス

重役集會ニ於テ手形割引ノ歩合ヲ變更シ又ハ政府發行ノ手形ヲ割引スル金額若クハ公債証券其他政府ノ

保証ニ係ル諸証券ニ對シ貸與スル金額ヲ増減シ又ハ

公債証券買入ノ件ヲ決議シタル時ハ監事集會ノ承認

ヲ受クヘキモノトス然レ此事情至急ヲ要スル時ハ手

形割引ノ歩合ニ限り重役集會ノ決議ノミヲ以テ増減

スルヲ得ヘシ但此場合ニ於テハ必ス五日以内ニ監事集會ノ承認ヲ受クヘシ

第六十二條

監事集會ハ少クトモ毎月一回宛開會ス可シ若二人以

上缺席スル時ハ決議ヲ取ルコトヲ得ズ

議事ハ多数ヲ以テ決スヘシ若シ可否ノ數相半スル時

ハ銀行總會ニ於テ決定ス可シ

若シ二人以上ノ欠席アリテ決議ヲ取ルヲ能ハサル時

ハ至急ヲ要スル事件ニ限り銀行總會ニ於テ決議スル

ヲ得ヘシ

第六十四條

總裁副總裁理事監事ノ集會ヲ右ケテ銀行總會ト云フ

第六十五條

銀行總會ハ少クトモ毎月一回宛開會シ營業上ノ得失ヲ商議スルモノトス

此總會ハ定款内規ニ依リ其職務ニ屬スル諸件ヲ決議スルモノトス

此總會ハ利益金ノ分配及ヒ償與ノ金額ヲ決議ス可シ

此總會ハ保護預リノ約束及ヒ手續等ヲ決議ス可シ

此總會ハ重役集會ノ起案シタル銀行内規並支店出張所等ノ規則ヲ決議ス可シ

此總會ハ支店出張所廢置ノ件ヲ決議ス可シ

以上四項ノ事件ハ總テ大藏卿ノ許可ヲ經ルニ非ケレハ施行スルヲ得ズ

第六十六條

第六十二條第三項ノ場合ヲ除クノ外重役監事共ニ過半数ノ出席アルニ非サレハ決議ヲ取ルヲ得ス

議事ハ多数ヲ以テ決スル者トス但可否ノ數相半スル時ハ議長之ヲ決スヘシ

横濱正金

第三十七條 當銀行ノ頭取副頭取ハ各壹人ニシテ取

締役ニ於テ互選シ大藏大臣ノ認可ヲ得テ就任スルモ

ノトス其任期ハ各一年トシ滿期ニ至リ復選セラレ

エトヲ得其任期中ニテモ辭職シ又ハ取締後ノ資格

失ヒ若クハ大藏大臣ヨリ取締役ノ改選ヲ命セラレ
ルトキハ退任セシモノトス

又何時ニテモ取締役三分ノ二以上ノ決議ニ依リ大藏
大臣ノ認可ヲ經テ退任セシムルコトヲ得

副頭取ハ當銀行事務ノ都合ニ依リ取締役會ニ於テ必
要ト認ナサルトキハ之ヲ置カサルコトアルヘシ

頭取副頭取ハ其任期ヲ經過スルニ後任者ノ就任スル
迄其職務ヲ繼續スルモノトス

第三十九條 頭取ハ橫濱正金銀行條例定款、内規及取
締役會又ハ株主總會ノ決議ニ從ヒ當銀行ヲ代表シ

營業上一切ノ事務ヲ処理シ且左ノ諸件ヲ行フ權ヲ
ルモノトス

第一 取締役會ニ於テハ取締役タル議決權ヲ有

シ又其會長トナルコト

第二 株主總會ニ於テ會長トナルコト

第三 頭取ノ名義ヲ以テ取締役會又ハ株主總會
ニ於テ議決シタル事項ヲ執行スル事

第四 頭取ノ名義ヲ以テ訴訟ヲ為シ約定ヲ締結
シ委任狀ヲ交付シ願伺届ヲ為シ其他各種

ノ證書、手形、文書ニ記名捺印シ之ニ裏書シ
又ハ之ヲ承諾スル事

第五 必要ナル場合ニハ當銀行役員ニ委任シテ
前條四号ニ記載アル權利ヲ代理スルコト

第六 新ニ發行スル株券及株式払込金領收證ニ
記名捺印シ又株式ノ取得ヲ承認スル爲メ

取

株券裏面ニ託名捺印スル事

第七

取締役會ノ議決ヲ要スル事項ト雖モ至急

ヲ要スルトモハ頭取ノ見込ヲ以テ決行ス

ル事但シ此場合ニ於テハ次會ノ取締役會

第八

ニ於テ其ノ次第ヲ報告スヘシ

第九

取締役ノ臨時會ヲ招集スル事但シ招集状

第十

ハ集會ノ前日迄ニ各取締役ヘ送達スヘシ

第四十一條

副頭取ハ常ニ頭取ヲ輔ケ頭取事故アル

トキハ其職務ヲ代理スヘシ

第四十四條

第一

監査役ハ取締役ノ供託セル株券ヲ保管シ

頭取、副頭取、取締役等ノ業務執行カ横濱正

金銀行條例定款及株主總會ノ決議ニ適合

スルヤ否ヤヲ監視スヘシ又取締役ヨリ株

主總會ニ提出セントスル書類及議案ヲ調

査シ其意見ヲ株主總會ニ報告シ且豫テ右

第二

報告書ヲ調製シテ株主總會ノ會日前ニ之

ヲ取締役ニ提出スヘシ

監査役ハ省銀行ノ資本金ヲ増加シタル場

合ニ於テ右新株式ニ対シ引受及第一回掛

込ノ有無ヲ調査シ其結果ヲ株主總會ニ報

告スヘシ

第三 監査役ハ何時ニテモ取締役ニ對シテ營業ノ報告ヲ求メ又ハ業務及財産ノ狀況ヲ調査シ且必要ト認ムルトキハ取締役會ニ出席シテ意見ヲ陳述スルコトヲ得

第四 監査役ハ必要ト認ムルトキハ株主總會ヲ招集スルコトヲ得

監査役ハ監査役中ヨリ二人以下ノ監査役ヲ選定シテ常勤セシムルコトヲ得其監査役ニハ株主總會ニ於テ定ムル所ノ手當ヲ給與スルコトアルヘシ
監査役ハ取締役又ハ支配人ヲ兼ヌルコトヲ得ス
監査役若シ其任務ヲ怠リ當銀行ニ損失ヲ蒙ラシメタルトキハ其損失ハ自己ニ於テ賠償スヘシ

役員ノ報酬

満電

第四十六條 取締役及監査役ノ受クベキ報酬及手當ハ株主總會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

日本無電

第二十七條 取締役及監査役ノ報酬ハ株主總會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

(北樺太鉱業第二十八條)

満鐵

第三十七條 總裁副總裁及理事ノ報酬及手當ノ額ハ

ハ

原本不鮮明

政府ノ定ムル所ニ依ル
監事ノ報酬ハ株主總會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ムル也
ノトス

興銀

第二十四條 總裁、副總裁、理事及監查役ノ報酬ハ株主
總會ニ於テ之ヲ定ム

拓銀

第三十二條 取締役、監查役ノ報酬ハ株主總會ニ於テ
之ヲ定ムル也ノトス

東拓

第一十條 毎年總裁及理事ニ給スル報酬ハ左ノ如
ク之ヲ定ム

一 總裁 金六千円

二 理事 一級 金四千円
二級 金三千五百円

監事ノ報酬ハ株主總會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ムル也
ノトス

朝鮮又ハ外國ニ駐在スル理事ニ對シテハ手當ヲ給
スルコトヲ得其ノ額ハ政府之ヲ定ム

台電

第二十七條 社長、副社長及理事ノ報酬年額左ノ如シ
一 社長六千円 二 副社長五千円 三 理事四千円 監事ノ

95ノ

勸銀

報酬額ハ株主總會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム社長副社長及理事ニハ手當ヲ給スルコトヲ得其ノ額ハ重役會ノ決議ニ依リ台湾總督ノ認可ヲ受ケ之ヲ定ム社長副社長及理事ニシテ台湾電力株式會社令第十條ニ依リ台湾總督ノ認可ヲ受ケ他ノ職務又ハ商業ニ從事スル者アルトキハ第一項ノ規定ニ拘ラス重役會ノ決議ニ依リ台湾總督ノ認可ヲ受ケ別ニ報酬年額ヲ定ムルコトヲ得

第二十一條 總裁、副總裁、理事及鑑査役ノ報酬ハ株主總會ニ於テ之ヲ定ム但シ業務ニ參與スル理事ハ無報酬トス

地方官廳ニハ手當ヲ給ス其ノ額ハ總裁之ヲ定ム

鮮銀

第三十二條 總裁、副總裁及理事一箇年ノ報酬額ハ左

- 一 總裁 六千圓
- 二 副總裁 四千五百圓
- 三 理事 二級四千圓
三級三千圓

監事ノ報酬額ハ株主總會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム總裁、副總裁及理事ニ對シテハ手當ヲ給スルコトヲ得其ノ額ハ大藏大臣ノ定ムル所ニ依ル

原本不鮮明

日銀

第四十四條

總裁、副總裁ノ俸給及交際費ハ政府ニ於テ定メ銀行ヨリ支辨スルモノトス

横濱正金

第四十五條 頭取、副頭取ハ取締役會ニ於テ定ムル

所ノ俸給ヲ受クルモノトス
頭取、副頭取、取締役及監査役ハ第四十三條ニ定ムル所ノ賞與金ヲ受クルモノトス
其各自ノ受クヘキ額ハ取締役會ニ於テ之ヲ定ムヘシ

支配人ヲ兼スル取締役ハ支配人トシテ俸給及賞與金ヲ受クルモノトス
頭取、副頭取ハ取締役トシテ賞與金ヲ受クルモノトス
得ス

北樺太石油 欠

事業年度

満電

第四十七條 本會社ノ營業年度ハ毎年一月一日ヨリ
十二月三十一日迄トス
(北樺太石油第二十七條)

日本無電

第三十二條 本會社ノ營業期ハ毎年四月一日ヨリ九
月三十日迄及十月一日ヨリ翌年三月三十一日迄ト
ス

満鐵

明 鮮 不 本 原

第四十九條 本會社ノ會計年度ハ四月一日ニ始メリ翌年三月三十一日ニ終ル

北樺太礦業

第三十條 本會社ノ營業年度ハ四月壹日ヨリ翌年叁月叁拾壹日迄年壹期トシ毎營業年度末ニ決算ヲ行

東 振

第七十六條 本會社ノ營業年度ハ毎年一月一日ヨリ六月三十日迄及七月一日ヨリ十二月三十一日迄トス

名 電

第三十九條 本會社ハ其ノ營業年度ヲ毎年一月ヨリ六月迄及七月ヨリ十二月迄トシ毎營業年度ノ終ニ於テ社長ハ諸勘定ヲ決算シ財産目錄貸借対照表營業報告書損益計算書及利益金分配案ヲ作り通常株主總會ニ提出スヘシ
(興銀第五十三條)

勸 銀

第四十五條 當銀行ノ營業年度ハ毎年一月ヨリ六月迄及七月ヨリ十二月迄トス
總裁ハ各年度ノ終ニ於テ勸業債券計算書ヲ作り商
法第百九十條ニ掲グル書類ト考ニ之ヲ通常株主總
會ニ提出スベシ

鮮銀

第五十七條 當銀行ハ營業年度ヲ毎年一月ヨリ六月迄及七月ヨリ十二月迄トシ毎營業年度ノ終ニ於テ
諸勸定ヲ決算スベシ
前項ノ決算ヲ終リタル後總裁ハ財産目錄、貸借対照
表、營業報告書、損益計算書及利益配當案ヲ通常株主
總會ニ提出スベシ

振銀

第六十七條 當銀行ノ營業年度ハ毎年一月ヨリ六月迄及七月ヨリ十二月迄トシ各年度ノ終ニ於テ
取締役ハ諸勸定ヲ決算レ債券計算書、財産目錄、貸借
対照表、營業報告書、損益計算書及利益配當案ヲ作
リテ株主總會ニ提出スベシ
監査役ハ前項ノ書類ヲ調査レテ其ノ意見ヲ株主總
會ニ報告スベシ

日銀

第三十四條

重役集會ニテ毎年六月三十日十二月三十一日ニ於テ
營業上實際ノ報告ヲ整理シ二十日以内ニ之ヲ監事集
會ニ提出スベシ

會ニ付シ監事集會ハ此報告ヲ受ケタル日ヨリ更ニ二十日以内ニ於テ之カ調査ヲ為スヘシ尤モ監事集會ノ多數ヲ以テ可決スル時ハ直チニ確定シタル者トス若シ其多數ヲ得サルハ株主總會ノ決議ニ付スヘシ

横濱正金

第八十七條 當銀行ノ總勘定ハ毎年二季ニ之ヲ為ス
一、一月ヨリ六月迄六ヶ月間ヲ前季トシ七月ヨリ十二月迄六ヶ月ヲ後季トス其前季ノ決算ハ其年九月ノ定式總會其後季ノ決算ハ翌年三月ノ定式總會ニ於テ取締役ヨリ之ヲ報告シ總會ノ承認ヲ受クヘシ

利益金ノ分配及處分

滿電

第三十八條 本會社ノ利益金ハ每營業年度ニ於ケル
總收入金額中ヨリ營業諸経費諸損失及諸償却金ヲ控除シタル後額トス

第四十九條 本會社ノ利益金ハ日滿兩國政府ノ認可ヲ受ケ左ノ方法ニ依リ之ヲ處分スルモトス

- 一、法定積立金 利益金ノ五分以上
- 二、職員以下退職給與積立金
- 三、取締役及監査役賞與金利益金ノ三分以内
- 四、株主配當金 利益金ニ前期繰越金ヲ加ヘタル金額ヨリ前三

号ノ金額ヲ引去リタル
發額ハ之ヲ拂込資本金
ニ対シ年六分ノ割合ニ
達スル迄配當ス

五、前四号ノ金額ヲ引去リ尚餘額アルトギハ之ヲ
配當平均準備積立金若ハ特別積立金ト爲シ又
ハ再配當ヲ爲シ若ハ後期繰越金トス

日本魚鹽

第三十六條 本會社ノ毎營業期ニ於ケル總收入金額
中ヨリ營業上ノ諸經費損失及機械建物償却金職員
以下恩給扶助基金及法定積立金ヲ控除シタル殘額
ヲ配當シ得ヤキ利益金ト定ム

第三十五條 本會社ハ逓信大臣ノ命令ニ依リ又ハ其
ノ認可ヲ受ケ特別積立金ヲ積立ツルコトアルヘシ

滿鐵

第五十條 本會社ハ資本金ノ四分ノ一ニ達スル迄ハ利
益ヲ配當スル毎ニ準備金トシテ其ノ利益ノ二十分
一以上ヲ積立ツルモノトス

前項以外ノ準備積立金ニ就テハ總會ノ決議ヲ以テ
之ヲ定ム
第五十條ノ二 役負債與金及交際費當期純益金ノ百
分ノ二以内トス

北樺太石油

102

第二十八條 本會社ノ損益計算ハ每營業年度ニ於ケル總收入金ヨリ總支出金及礦業權其他ノ財産ノ償却金ヲ控除シタル殘額ヲ利益金トシ積立金株主配當金役員賞與金政府納付金及後期繰越金トシテ之ヲ處分ス但シ役員賞與金ハ利益金ノ百分ノ十以內トス

北輝太礦業

第三十一條 本會社ノ損益計算ハ每營業年度ニ於ケル總收入金ヨリ總支出金及礦業權其他ノ財産ノ償却金ヲ控除シタル殘額ヲ利益金トシ積立金株主配當金後負賞與金災賑ニ規程スル政府納付金及後期繰越金トシテ處分ス但シ役員賞與金ハ利益金ノ百分

ノ十以內トス

東振

第七十七條 本會社ハ前該年度總益金ヨリ同年度諸利息營業費及諸損失ヲ引去リタル殘額ニ政府補給金ヲ加ヘタル元ノヲ以テ利益トス

第七十八條 本會社ノ利益金ハ左ノ方法ニ依リ之ヲ處分スル元ノトス

- 一、利益ノ百分ノ八以上 欠損補填準備金
- 二、利益ノ百分ノ二以上 配當平均準備金
- 三、利益ノ百分ノ十以下 役員賞與金
- 四、利益ノ内ヨリ前三号ノ金額ヲ引去リタル殘額ハ之ヲ株主ニ配當シ又ハ翌年度繰越金ト爲

1032

原本不鮮明

名鹿

へ

第四十條 本會社ハ當該年度總益金ヨリ營業費其
他ノ諸費用及諸損失ヲ引去リ其ノ殘額ヲ以テ利
益トシ更ニ法定積立金ヲ控除シタル後尤ノ割合
ヲ以テ之ヲ処分ス

- 一、利益金百分ノ八以上 欠損補填準備金
- 二、利益金百分ノ二以上 配當平均準備金
- 三、利益金百分ノ十以内 後負債與金及交際費
- 四、利益金ノ内ヨリ前三号ノ金額ヲ引去リタル殘額
ハ之ヲ株式ニ配當シ又ハ特別積立金若クハ
後期繰越金ト爲ス

第四十六條 當銀行ハ每年度總益金ヨリ總損金ヲ控
除シタル殘額ヲ以テ利益金トシ尤ノ割合ニ依リ分
配スベシ

- 一、利益金百分ノ八以上 損失補填準備金
- 二、利益金百分ノ二以上 配當平均準備金
- 三、前二号ノ金額ヲ控除シタル殘額ノ中ヨリ拂込
資本金ニ對シ百分ノ五ノ割合ニ該ル金額ヲ以
テ第一株主配當金ト爲スベシ
- 四、前三号ノ金額ヲ控除シタル殘額ノ中ヨリ利益
金ノ百分ノ十以内ヲ配當前總裁理事及監査役
ノ賞與金トシテ引去リ尚殘額アルトキハ之ヲ
第二株主配當金トシ又ハ後期繰越金若ハ特別

積立金ト為スヘシ

第四十七條 配當平均準備金ハ株主配當金ガ前條第

三号ニ定ムル割合ニ達セザル場合ニ限り之ガ補填

ニ充當スルルモトス

興銀

第五十四條 利益金分配ノ方法ハ総利益金ヨリ諸利拂

利息、給料、旅費其他一切ノ營業費及諸損ヲ引去リ其

殘額ヲ以テ利益金トシテ左ノ割合ヲ以テ分配スヘシ

一、利益金百分ノ八以上 損失補填準備金

二、利益金百分ノ二以上 配當平均準備金

三、右二項ノ金額ヲ引去リ其殘額ノ内ヨリ拂込資本

金ニ對シテ年百分ノ五ノ割合ヲ以テ第一配當金ト

物スヘシ

四、右三項ヲ引去リ其内ヨリ利益金ノ百分ノ十以内

ヲ重役賞與金トシテ引去リ尚殘額アルトキハ之

ヲ第二配當金トシテ株主ニ配當シ又ハ別途積立

金ト為シ又ハ後期繰越金ト為スヘシ

鮮銀

第五十八條 利益金分配ノ方法ハ總利益金ヨリ營業費

其他ノ諸費用及諸損ヲ引去リ其ノ殘額ヲ以テ利

益トシテ左ノ割合ヲ以テ分配スヘシ

一、利益金百分ノ八以上 損失補填準備金

二、利益金百分ノ二以上 配當平均準備金

三、利益金百分ノ十以内 役員賞與金及交際費

原本不鮮明

四 利益金ニ前期繰越金ヲ加ヘタル金額中前三号ノ
 金額ヲ引去リタル後額ヲ拂込資本金ニ対シ年百
 分ノ六ノ割合ヲ以テ配當スヘシ
 利益金ニ前期繰越金ヲ加ヘタル金額中前項左号ノ
 金額ヲ引去リ尚餘額アルトキハ之ヲ拂込資本ニ対
 シ再配當ヲ為シ又ハ特別積立金若ハ後期繰越金ト
 為スヘシ
 第三項 略

振銀

第六十八條 諸助定ノ決算ヲ為スニハ総益金ヨリ總
 損金ヲ引去リタル後額ヲ以テ利益金ト為ス
 第六十九條 利益金ハ九ノ割合ヲ以テ分配スヘシ

- 一 損失補填準備金
- 二 配當準備金
- 三 株主配當金
- 四 重役賞與金

前期利益金百分八以上
 当期利益金百分二以上
 發干
 前期利益 (前期繰越金) 百分
 七以上

日銀

第三十五條

創業賞營業賞其他ノ諸費用ハ毎半季決算ノ總益金ヨ
 リ引除キ其餘額ヲ以テ純益金ト為スヘシ但シ創業賞
 ハ遞減法ヲ以テ支消スルモノトス

第三十六條

純益金ハ九ノ割合ヲ以テ分配スヘシ

第一 挿込資本金額ニ對シテ年六分ノ割金ヲ以テ株主ニ配當スヘシ

第二 右利賦金額ヲ控除シテノ残額ノ少クトモ二十分ノ一ヲ積立金ト爲スヘシ

第三 第一号ノ利賦金額及第二号ノ規定ニ依リ積立ツヘキ金額ノ最少額ニ相當スル金額ヲ控除シテノ残額ノ二分ノ一ヲ政府ニ納付スヘシ

第四 第一号ノ利賦金第二号ノ規定ニ依リ積立ツヘキ金額ノ最少額ニ相當スル金額及第三号ノ納付金額ヲ控除シテノ残額カ挿込資本金額ニ對シテ年四分ノ割金ヲ超過シテトモキハ其ノ超過額ノ四分ノ三ヲ更ニ政府ニ納付スヘシ

第五 前各号ノ金額ヲ控除シテノ残額ヨリ役員賞與金並交際費トシテ銀行總會ノ定ムル金額ヲ引去ルヘシ但共金額ハ純益金ヨリ第一号ノ利賦金額ヲ控除シテノ残額ノ十分ノ一ヲ超エルコトヲ得ス

第六 前各号ノ金額ヲ控除シテノ残額ハ大藏大臣ノ許可ヲ受ケテノ割金ヲ以テ株主ニ配當スヘシ但共全部若クハ一部ヲ別途ニ積立テ又ハ後季ニ繰越スコトヲ得

上半季ノ利賦金ハ其年八月三十日迄ニ下半期ノ利賦金ハ翌年二月二十八日迄ニ各株主ヘ分配スル者トス

第十九條

第三十六條 第二号ノ積立金ハ尤ノ目的ヲ以テ積立ツルモノトス

第一資本金ノ損失ヲ補フ

第二割賦金ノ第三十六條第一号ノ割合ニ及ハサル

時之ヲ補フ

第三十條條... 第一号ノ割合ニ及ハサル

此ノ割賦金第三十六條第一号ノ割合ニ及ハサル

積立金ノ内ヨリ補フ者トス然レモ此ノ半季ニ於テ此

割金ヲ起スル時ハ前半季ニ補ヒシ積立金ノ欠額ヲ補

填スヘシ

積立正金

第八十八條 損益勘定並ニ利益分配ノ方法ハ総益金

ヨリ諸支種利息給料旅費其他一切ノ経費臨時ノ損失

金滞貨準備金所有物消却金及第九十三條ニ定メタル

賞與金ヲ引去リ其殘額ヲ以テ純益金トシ此ヨリ諸

積立金ヲ引去リ其殘額ヲ株式ニ対シ配當スルモノト

ス

但シ配當割金ノ都合ニ依リ後季ハ繰越金ヲ為スコ

トヲ得

第九十條 積立金ハ毎半期純益金ノ内ヨリ其百分ノ十

以上ヲ積立ツルモノトス

積立金ハ滞貨準備金並ニ收益金ヲ以テ損失ヲ消却ス

ルモ尚不足アルトキ又ハ株式ハ配當金減少セシトキ

之ヲ補フモノトス

第九十一條 前條積立金ノ外臨時必要アルトキハ特別

ノ積立金ヲ為スコトヲ得

第九十三條 毎半季頭取、副頭取、取締役及監査役賞與金

原本不良

ハ総益金ヨリ諸支拂利息給料旅費其他一切ノ経費臨
時ノ損失金滞償準備金所有物消却金及前季繰越金ヲ
引去リタル發額百分ノ三ニ相當スル金額ヲ以テ之ニ
充テ其処分方ハ取締役會ニ於テ之ヲ定ムヘシ

配當ヲ受テベキ株主

漸電

第五十一條 配當金ハ二月二十日現在ノ株主名簿ニ

依リ株主ニ之ヲ拂渡スルノトス

新ニ拂込ミタル株金額ニ對シテハ其ノ拂込期日ノ

届スル月ノ翌月ヨリ起算シテ配當金ヲ算出スルニ

ノトス

配當金ノ拂渡期日短ニ場所ハ總裁之ヲ定メ株主ニ

通知スベシ

日本無電

第四十一條 株主配當金ハ左記期日現在ニ於テ株主

印

原本不良

名簿ニ登録セラルル株主ニ之ヲ支拂フ

三月三十一日ニ終ル營業期分 四月三十日

九月三十日ニ終ル營業期分 十月三十一日

滿鐵

第五十一條 株主配當金ハ六月一日現在ノ株主名簿

ニ依リ株主ニ之ヲ拂渡スルノトス

北樺太石油

第三十條 利益配當金ハ毎年四月本會社ノ最終營業

日株主名簿閉鎖ノ時ニ於ケル現在株主ニ之ヲ配當

ス

東板

第八十二條 利益金ハ二月一日及八月一日現在ノ株

主名簿ニ依リ株主ニ之ヲ拂渡スルノトス

新ニ拂込ミタル株金額ニ対シテハ現ニ拂込ラ了シ

タル翌月ヨリ起算シテ利益金配當額ヲ算出スルニ

ノトス配當金ノ拂渡期日該場所ハ總裁之ヲ定メ株

主ニ通知スルシ

北樺太礦業

第三十七條 株主配當金ハ四月三十日株主名簿閉鎖

ノ時ニ於ケル現在株主ニ之ヲ配當ス

台電

第四十二條 利益金ノ配當ハ其ノ配當ヲ決議シタル
株主總會當日現在ノ株主ニ之ヲ拂渡スルノトス
配當金拂渡ノ期日及場所ハ社長之ヲ定メ株主ニ通
知スベシ

勸銀

第四十八條 株主配當金ハ毎年一月十一日及七月十
一日現在ノ株主ニ之ヲ配當ス

鮮銀

第六十二條 第二項 利益金ノ配當ハ其ノ配當ヲ決議
シタル株主總會當日ノ株主ニ之ヲ拂渡スルノトス
配當金ノ拂渡期日總裁之ヲ定メ株主ニ通知スヘシ

横濱正金

第九十二條 毎半季ノ利益配當金ヲ其半季決算ノ報
告當日當銀行株主名簿ニ記載アル株主へ配當スル
ルノトス

興銀

欠

拓銀

欠

日銀

欠

設立費用

滿電

第五十二條 本會社ノ負擔ニ歸スベキ設立費用ハ金
十萬圓ヲ限度トス
前項ノ金額中政府ノ立替ニ係ルモノハ政府ニ之ヲ
返納スルモノトス

日本無電

第四十二條 本會社負擔ニ歸スベキ設立費用ハ拾萬
圓ヲ限度トス
前項金額中政府ノ立替ニ係ルモノハ之ヲ政府ニ返
納スルモノトス

112

(東振第八十四條)

滿鐵

第五十八條 本會社ノ設立費用ハ金五万圓ヲ限度ト

ス

前項金額中政府ノ立替ニ係ルモノハ政府ニ之ヲ返
納スルモノトス

北樺太石油

第三十一條 本會社ノ負担ニ帰スヘキ設立費用ハ五

万圓以内トス

(北樺太銀業券章程四條)

台電

第四十四條 本會社ノ負担ニ帰スヘキ設立費用ハ八

万圓以内トス

振銀

第七十一條 設立準備ニ關スル一切ノ費用ハ當銀行

ニ於テ負担スルモノトス但シ其ノ金額ハ創立總會
ノ決議ヲ經ヘキモノトス

興銀

欠

勸銀

欠

113

鮮銀

欠

日銀

欠

横濱正金

欠

第一回被負ノ受クベキ報酬

満電

第五十三條 取締役及監査役ノ報酬及手當第四十六條ノ規定ニ拘ラズ創立總會ニ於テモ之ヲ定ムルコトヲ得

日本魚電

欠

満鐵

欠

北橋太石油

欠

北 樺 太 鑛 業
東 拓
台 電
興 銀
勸 銀
鮮 銀
拓 銀
日 銀
橫 濱 生 命

欠 欠 欠 欠 欠 欠 欠 欠

各特殊會社及銀行ノ定款中

株式
重役
營業年度
利益金処分

ニ關スル調